

令和5年度
茨城県日本型直接支払制度推進委員会
次 第

日 時：令和5年10月18日（水）14時から

場 所：県庁17階 農林水産部会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 日本型直接支払制度について

- ①多面的機能支払交付金 資料1
- ②中山間地域等直接支払交付金 資料2
- ③環境保全型農業直接支払交付金 資料3

(2) ふるさと水と土基金関連事業について 資料4

4 その他

5 閉 会

令和5年度茨城県日本型直接支払制度推進委員会
出席者名簿

委員（五十音順、敬称略）

- 遠藤 和子 国立研究開発法人 農研機構
農村工学研究部門 資源利用研究領域 研究領域長
- ◎ 小松崎 将一 茨城大学農学部 教授
- 小菅 新一 茨城むらまちネット 会長
- 藤枝 智昭 茨城新聞社 論説委員長
- 八百川 典子 いばらきコープ生活協同組合 理事

◎会長、○会長代理

事務局

- 鈴木 亮治 農業技術課長
- 安永 美穂子 農業技術課 持続的農業推進グループ 課長補佐
- 市川 大暉 農業技術課 持続的農業推進グループ 主任
- 関田 健治 農村計画課 農村活性化グループ 課長補佐
- 根本 まどか 農村計画課 農村活性化グループ 主事
- 山藤 郁夫 農地整備課長
- 大塚 秀樹 農地整備課 農村環境農道グループ 課長補佐
- 内田 太一 農地整備課 農村環境農道グループ 係長
- 松本 侑 農地整備課 換地グループ 主任

資料 1

多面的機能支払交付金
施策評価報告書

令和5年10月
茨城県農林水産部農地局農地整備課

多面的機能支払交付金 茨城県 施策評価報告書（案）

第1章 取組の推進に関する基本的考え方.....	1
第2章 多面的機能支払交付金の実施状況.....	2
1. 3支払の実施状況.....	2
(1) 農地維持支払.....	2
(2) 資源向上支払（共同）.....	3
(3) 資源向上支払（長寿命化）.....	4
2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）.....	5
第3章 多面的機能支払交付金の効果.....	6
1. 調査方法.....	6
2. 効果の発現状況.....	6
(1) 資源と環境.....	8
1) 地域資源の適切な保全管理.....	8
2) 農業用施設の機能増進.....	9
3) 農村環境の保全・向上.....	10
4) 自然災害の防災・減災・復旧.....	13
(2) 社会.....	14
1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献.....	14
(3) 経済.....	16
1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献.....	16
(4) 都道府県独自の取組.....	18
第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価.....	19
1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価.....	19
(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況.....	19
(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価.....	20
2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価.....	20
3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価.....	21
(1) 組織の活動の実施状況.....	21
(2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価.....	22
(3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について.....	24
(4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について.....	25
4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価.....	26
第5章 取組の推進に係る活動状況.....	27
1. 基本的な考え方.....	27
2. 都道府県の推進活動.....	27

3. 市町村の推進活動.....	27
4. 推進組織の推進活動.....	28
第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等.....	29
1. 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向.....	29
(1) 取組の推進に係る活動について.....	29
(2) コロナ禍による行動制限について.....	29
(3) デジタル技術の活用について.....	29
(4) 地域外からの人の呼び込みについて.....	30
(5) 若者女性などの多様な参画について.....	33
(6) 教育機関との連携について.....	34
(7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について.....	37
(8) 地域防災の取組について.....	39
(9) 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について.....	40
2. 制度に対する提案等.....	41

第1章 取組の推進に関する基本的考え方

本県では、過疎化・高齢化・混住化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難となっている。また、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能に対する県民の要請を踏まえ、農業者と地域住民が一体となり、地域の資源である農地・農業用水等の保全管理や農村環境の向上に向けた取組を推進することとしている。

このため、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、共同活動の困難化に伴い、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担増加が大きな課題となってきた。

このようなことから、多面的機能支払交付金により、地域ぐるみの共同活動を支援し、農村地域の構造変化に対応した地域資源の適切な保全管理を推進することにより、将来にわたって農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るものである。

第2章 多面的機能支払交付金の実施状況

1. 3支払の実施状況

(1) 農地維持支払

- 令和4年度末時点で、県内全44市町村において、690組織が42,642haを事業計画に位置付け取り組んでいる。
- 広域活動組織として10組織が活動しており、平成30年度と比較すると4組織増加した。

(2) 資源向上支払（共同）

- 令和4年度末時点で、県内全39市町村において、473組織が31,054haを事業計画に位置付け取り組んでいる。
- 取組テーマについては、景観形成・生活環境保全に取り組む組織が最も多く、次いで水質保全が多く取り組まれている。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

- 令和4年度末時点で、県内全32市町村において、279組織が18,756haを事業計画に位置付け取り組んでいる。

※以下、3支払に取り組む市町村数等の推移等を踏まえ総括を記載。

(1) 農地維持支払

		H30	R1	R2	R3	R4	備考
市町村数	市町村	42	42	44	44	44	全市町村数：44市町村
	取組率	%	95	95	100	100	市町村数÷全市町村数
対象組織数	組織	621	629	657	674	690	
	広域活動組織	組織	6	7	9	10	
認定農用地面積	ha	34,497	35,667	39,833	41,383	42,642	農振農用地面積（R4）： 123,858ha
	カバー率	%	28	29	32	33	認定農用地面積÷農振農用地面積
	農振農用地区域外	ha	58	82	333	533	627
対象施設	水路	km	9,963	9,963	10,310	10,638	10,735
	道路	km	5,416	5,470	5,754	5,985	5,987
	ため池	箇所	496	473	475	492	498
交付金額	百万円	946	973	1,086	1,123	1,144	

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、農地維持払に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載して下さい。

(2) 資源向上支払（共同）

		H30	R1	R2	R3	R4	備考	
市町村数	市町村	38	38	38	39	39	全市町村数：44市町村	
	取組率	%	86	86	86	87	市町村数÷全市町村数	
対象組織数	組織	459	463	467	467	473		
	広域活動組織	組織	6	7	8	9	9	
認定農用地面積	ha	25,199	25,916	26,960	30,367	31,054	農振農用地面積（R4） 123,858ha	
	カバー率	%	20	21	22	24	25	認定農用地面積÷農振 農用地面積
	農振農用地区 域外	ha	—	52	43	110	86	
対象 施設	水路	km	9,770	9,769	10,020	—	—	
	道路	km	4,169	5,399	5,631	—	—	
	ため池	箇所	487	462	462	—	—	
交付金額	百万円	450	454	470	481	483		
テーマ	生態系保全	組織	124	107	99	93	100	
	水質保全	組織	282	319	326	307	314	
	景観形成 ・生活環境保 全	組織	558	577	570	449	460	
	水田貯留 ・地下水かん 養	組織	5	6	6	2	3	
	資源循環	組織	2	1	3	3	4	

※カバー率の算出における、認定農用地面積については、資源向上支払（共同）に取り組んでいる組織の認定農用地面積の合計を記載して下さい。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

		H30	R1	R2	R3	R4	備考	
市町村数	市町村	26	27	27	31	32	全市町村数：44市町村	
	取組率	%	59	61	61	70	73	市町村数÷全市町村数
対象組織数	組織	211	230	258	267	279		
	広域活動組織	組織	5	6	7	8	8	
対象農用地面積	ha	11,647	13,172	16,061	17,741	18,756	農振農用地面積（R4）： 123,858ha	
	カバー率	%	9	11	13	14	15	対象農用地面積÷農振農 用地面積
	農振農用地 区域外	ha	—	2	4	39	36	
対象 施設	水路	km	2,157	2,538	3,277	3,270	3,529	
	道路	km	894	894	1,260	1,252	1,221	
	ため池	箇所	115	108	213	198	205	
交付金額	百万円	441	484	503	441	479		

2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

- ・ 令和4年度の参画状況は、農業者が個人 55,196 人、関係団体 197 団体となっており、農業者以外個人が 20,038 人、関係団体は 2,422 団体となっている。
- ・ 農業者以外の個人のみならず、自治会や土地改良区の参画数も伸びている。

			H30	R1	R2	R3	R4	備考
農業者	個人	人	48,376	48,593	51,885	53,601	55,196	
	農事組合法人	団体	16	25	26	35	37	
	営農組合	団体	28	54	46	48	53	
	その他の農業者団体	団体	223	72	84	78	107	
	団体数計	団体	267	151	156	161	197	
農業者以外	個人	人	13,926	16,433	17,959	18,560	20,038	
	自治会	団体	910	909	959	961	1,022	
	女性会	団体	130	81	77	83	132	
	子供会	団体	351	330	324	301	272	
	土地改良区	団体	249	278	290	287	304	
	JA	団体	28	31	32	34	32	
	学校・PTA	団体	32	30	25	28	29	
	NPO	団体	3	3	2	3	4	
	その他	団体	886	747	718	694	627	
	団体数計	団体	2,589	2,409	2,427	2,391	2,422	

第3章 多面的機能支払交付金の効果

1. 調査方法

中間評価時の 657 組織（令和 2 年度）を対象としたアンケート結果を再掲する。

2. 効果の発現状況

アンケートの回答のあった組織数は 564 組織であり、回答率は約 86%であった。

【アンケート調査結果総括表】

評価の視点	調査項目	評価
地域資源の適切な保全管理	本交付金に取り組んでいなかった場合の遊休農地の発生有無	B
	本交付金に未取組の場合の農業用施設の管理状況や施設の機能	A
	本交付金に未取組の場合の農地や作物への鳥獣被害の状況	B
	非農業者の地域の農地や農業用水利施設への関心や理解	B
	本交付金による地域資源の保全管理に取り組む参加者数	A
農業用施設の機能増進	本交付金に取り組んでいなかった場合の 10 年後の見通し	A
	資源向上支払への取組による農業用施設の補修技術の向上	B
	資源向上支払への取組による施設の維持管理費の低減	A
農村環境の保全・向上	生態系保全に関する効果の発現状況	C
	水質保全に関する効果の発現状況	C
	景観形成・生活環境保全に関する効果の発現状況	A
	生態系保全への関心や理解	B
	水質保全への関心や理解	B
自然災害の防災・減災・復旧	定期的な維持管理が異常気象時における被害減少や早期復旧への効果	A
	災害復旧の迅速化への効果	A
	地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化	C
農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献	本交付金による地域コミュニティの活性化	B
	本交付金による非農業者等が地域活動に参加するきっかけへの付与	B
	地域づくりのリーダー育成	B
	本交付金による伝統農法・文化の復活や継承等への効果	C
構造改革の後押し等地域農業への貢献	担い手農業者への負担軽減	A
	農業者の営農意欲の維持・拡大や地域農業の将来を考える意識の醸成	B
	農地集積へのきっかけへの付与	B
	農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけ	D

【評価区分】

- a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である
(全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)

(1) 資源と環境

1) 地域資源の適切な保安全管理

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
<p>遊休農地の発生防止</p> <p>Q1：もし、本交付金に取り組んでいなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生又は面積が拡大していたと思いますか。</p> <p>○ 全体の58%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり発生又は面積が拡大していたと思う (8%、46 組織)</p> <p>2 発生又は面積が拡大していたと思う (50%、282 組織)</p> <p>3 あまり発生又は拡大していないと思う (32%、177 組織)</p> <p>4 全く発生していないと思う (7%、39 組織)</p> <p>5 わからない (3%、16 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>水路・農道等の地域資源の適切な保全</p> <p>Q2：もし、多面的機能支払交付金に取り組んでいなければ、農業用施設（水路、農道、ため池など）の管理や施設の機能はどうなっていたと思いますか</p> <p>○ 全体の93%が1又は2と回答</p> <p>1 管理の粗放化、施設の機能低下がかなり進行していると思う (32%、177 組織)</p> <p>2 管理の粗放化、施設の機能低下が進行していると思う (61%、339 組織)</p> <p>3 管理の粗放化、施設の機能低下はあまり進行していないと思う (5%、28 組織)</p> <p>4 全く変わらないと思う (2%、11 組織)</p> <p>5 わからない (0%、1 組織)</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>鳥獣被害の抑制・防止</p> <p>Q3：もし、多面的機能支払交付金に取り組んでいなければ、農地や作物への鳥獣被害はどうなっていたと思いますか。</p> <p>○ 全体の63%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり農地や作物への鳥獣被害は拡大していたと思う (14%、22 組織)</p> <p>2 農地や作物への鳥獣被害は拡大していたと思う (49%、80 組織)</p> <p>3 農地や作物への鳥獣被害は拡大しなかったと思う (8%、10 組織)</p> <p>4 全く変わらないと思う (15%、25 組織)</p> <p>5 わからない (15%、25 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成</p> <p>Q4：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思いますか。</p> <p>○ 全体の63%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり高まっていると思う (5%、28 組織)</p> <p>2 高まっていると思う (58%、321 組織)</p> <p>3 あまり高まっているとは思わない (25%、139 組織)</p> <p>4 全く高まっていないと思う (5%、27 組織)</p> <p>5 わからない (6%、35 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>水路・農道等の地域資源を保安全管理する人材の確保等、管理体制の強化</p> <p>Q5：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思いますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○ 全体の85%が1又は2と回答				
1 取り組む前と比較してかなり増加したと思う (21%、115 組織)				
2 取り組む前と比較して増加したと思う (65%、360 組織)				
3 取り組む前と比較して増加したと思う (3%、19 組織)				
4 全く変わらないと思う (11%、60 組織)				
5 わからない (0%、2 組織)				

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)
SDGs 2 : 持続可能な農業生産を支える	
本交付金の取組が行われている農地の割合 (カバー率)	32%

2) 農業用施設の機能増進

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 Q6: 資源向上支払 (長寿命化) に取り組まなかった場合、10 年後の農業用排水路等 はどのようになるとお考えですか ○ 全体の98%が1又は2と回答 1 破損、老朽化、水が溢れる等による農業生産や周辺地域への被害の発 生が想定され、何らかの対処が必要であると思う (51%、136 組織) 2 破損、等級化等により農業生産への影響が出ると思う (47%、127 組織) 3 破損、老朽化等は問題にならないと思う (1%、4 組織) 4 その他 (1%、2 組織)	■	□	□	□
農業用施設の知識や補修技術の向上 Q7: 資源向上支払 (共同活動)、資源向上支払 (長寿命化) への取組により、補修 技術の向上が図られていると思いますか ○ 全体の65%が1又は2と回答 1 かなり高まっていると思う (13%、53 組織) 2 高まっていると思う (52%、210 組織) 3 あまり高まっているとは思わない (30%、122 組織) 4 全く高まっていないと思う (1%、2 組織) 5 わからない (4%、17 組織)	□	■	□	□
定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管 理費の低減 Q8: 資源向上支払 (共同活動)、資源向上支払 (長寿命化) への取組により、定期 的な機能診断、補修等の実施や、直営施工を導入したこと等により、施設の維 持管理費が低減されていると思いますか ○ 全体の88%が1又は2と回答 1 かなり低減されていると思う (39%、157 組織) 2 低減されていると思う (49%、200 組織) 3 高くなっていると思う (3%、13 組織) 4 かなり高くなっていると思う (1%、3 組織) 5 わからない (8%、31 組織)	■	□	□	□

--	--	--	--

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)
SDGs 9 : 災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する	
資源向上支払 (共同、長寿命化) の対象施設量	水路 10,020km 道路 5,631km ため池 462 箇所
増進活動 (地域住民による直営施工) に取り組む組織数	29 組織 6%

3) 農村環境の保全・向上

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
地域の環境の保全・向上 下記の生態系、水質及び景観のトータルで評価	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (生態系) Q9: 活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思いますか ○ 全体の 27%が 1 又は 2 と回答 1 かなり効果が出てきたと思う (4%、18 組織) 2 効果が出てきたと思う (23%、119 組織) 3 あまり効果が出てきたとは思わない (36%、186 組織) 4 全く効果が出ていないと思う (1%、7 組織) 5 わからない (36%、183 組織)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (水質) Q10: 活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思いますか。 ○ 全体の 44%が 1 又は 2 と回答 1 かなり効果が出てきたと思う (5%、28 組織) 2 効果が出てきたと思う (39%、200 組織) 3 あまり効果が出てきたとは思わない (34%、178 組織) 4 全く効果が出ていないと思う (1%、7 組織) 5 わからない (20%、104 組織)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上 (景観) Q11: 活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思いますか ○ 全体の 84%が 1 又は 2 と回答 1 かなり効果が出てきたと思う (20%、106 組織) 2 効果が出てきたと思う (64%、339 組織) 3 あまり効果が出てきたとは思わない (12%、62 組織) 4 全く効果が出ていないと思う (0%、2 組織) 5 わからない (4%、22 組織)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 下記の生態系、水質及び景観のトータルで評価	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<p>地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上（生態系）</p> <p>Q12-1：活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思いますか</p> <p>○ 全体の63%が1又は2と回答</p> <p>1 <u>かなり高まっていると思う</u>（7%、38組織）</p> <p>2 <u>高まっていると思う</u>（56%、289組織）</p> <p>3 あまり高まっているとは思わない（20%、105組織）</p> <p>4 全く高まっていないと思う（1%、6組織）</p> <p>5 わからない（16%、82組織）</p>	□	■	□	□
<p>地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上（水質）</p> <p>Q12-2：活動を通じて、参加者は、水質保全に関する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思いますか。</p> <p>○ 全体の68%が1又は2と回答</p> <p>1 <u>かなり高まっていると思う</u>（5%、28組織）</p> <p>2 <u>高まっていると思う</u>（62%、324組織）</p> <p>3 あまり高まっているとは思わない（23%、119組織）</p> <p>4 全く高まっていないと思う（1%、7組織）</p> <p>5 わからない（8%、43組織）</p>	□	■	□	□
<p>地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上（景観）</p> <p>Q12-3：活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思いますか。</p> <p>○ 全体の82%が1又は2と回答</p> <p>1 <u>かなり高まっていると思う</u>（14%、77組織）</p> <p>2 <u>高まっていると思う</u>（68%、362組織）</p> <p>3 あまり高まっているとは思わない（14%、74組織）</p> <p>4 全く高まっていないと思う（0%、2組織）</p> <p>5 わからない（4%、19組織）</p>	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)
SDGs15：地域における生物多様性を保全する	
生態系保全に取り組む組織数	99 組織 21%
生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数	10 組織 2%
SDGs 6：地域における水質を保全する	
水質保全に取り組む組織数	326 組織 70%
生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数	126 組織 27%
SDGs14：海洋・海洋資源を保全する	
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数	3 組織 0.6%
水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	326 組織 70%
生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	126 組織 27%

※斜体は様式 2-4 等では把握できない項目、以下同様。

4) 自然災害の防災・減災・復旧

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止 Q13：排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機能支払交付金により継続的に施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思いますか ○ 全体の94%が1又は2と回答 1 かなり役立っている(28%、153組織) 2 ある程度役立っている(66%、366組織) 3 あまり役立っていない(3%、17組織) 4 全く役立っていない(1%、3組織) 5 わからない(2%、14組織)	■	□	□	□
災害後の点検や復旧の迅速化 Q13-6：異常気象等による災害に対して、多面的機能支払の活動がどのように役立っていますか ○ 全体*の83%(278組織)が「軽微な被害箇所を早急に復旧できた」と回答 ※これまで復旧が必要な災害が起きていないと回答した231組織を除く	■	□	□	□
地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化 Q13-4：異常気象等による災害に対して、多面的機能支払の活動がどのように役立っていますか ○ 全体*の46%(154組織)が「共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応」と回答 ※これまで復旧が必要な災害が起きていないと回答した231組織を除く	□	□	■	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※》

指 標	現況 (R2)
SDGs13：気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する	
水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数	3 組織 0.6%
増進活動(防災・減災力の強化)に取り組む組織数	10 組織 2%

(2) 社会

1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
<p>話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化</p> <p>Q14: 多面的機能支払に取り組んでいなければ、地域に関わる話し合いの回数や参加者数が減るだろう</p> <p>○ 減るだろうと回答した割合 開催回数 76%、参加者数 80%</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>各種団体や非農業者等の参画の促進</p> <p>Q14: 農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとなっているか</p> <p>○ 全体の 69%が 1 又は 2 と回答</p> <p>1 かなり役立っている (24%、126 組織)</p> <p>2 ある程度役立っている (46%、243 組織)</p> <p>3 あまり役立っていない (14%、74 組織)</p> <p>4 全く役立っていない (3%、17 組織)</p> <p>5 わからない (14%、72 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>地域づくりのリーダーの育成</p> <p>Q14: 本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている</p> <p>○ 全体の 66%が 1 又は 2 と回答</p> <p>1 かなり役立っている (12%、65 組織)</p> <p>2 役立っている (54%、295 組織)</p> <p>3 どちらとも言えない (28%、157 組織)</p> <p>4 あまり役立っていない (4%、20 組織)</p> <p>5 役立っていない (2%、9 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>Q15: 伝統農法・文化の復活や継承等に多面的機能支払交付金の取組は役立っていますか。</p> <p>○ 全体の 47%が 1 又は 2 と回答</p> <p>1 かなり役立っている (11%、25 組織)</p> <p>2 ある程度役立っている (36%、82 組織)</p> <p>3 あまり役立っていない (19%、43 組織)</p> <p>4 全く役立っていない (3%、8 組織)</p> <p>5 わからない (31%、71 組織)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標	現況 (R2)
SDGs16 : 多様な主体の参画による地域づくりを促進する	
女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数	232 組織 35%
保安全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数	207 組織 32%
SDGs 5 : 女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる	
女性会が参画する組織数	62 組織 9%
女性役員がいる組織数	95 組織 14%
活動に参加する女性の割合	17%
SDGs 8 : 地域における所得向上や雇用の確保を図る	
増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数	27 組織 6%
SDGs11 : 住み続けられる地域をつくる	
多面的機能支払に取り組む農業集落の割合 ※2020 年農林業センサス	1,030 集落 27%
多様な主体の参画数（構成員数）	52,041 人・団体
SDGs 4 : 地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する	
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	463 組織 99%
SDGs 3 : やすらぎや福祉の機会を提供する	
増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数	2 組織 0.4%

(3) 経済

1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
<p>非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減</p> <p>Q18：非農業者等が草刈りや泥上げ等の共同活動に参加することにより、多面的機能支払交付金の取組は、担い手農業者の負担軽減に貢献していますか</p> <p>○ 全体の81%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり貢献している (22%、121 組織)</p> <p>2 ある程度貢献している (59%、319 組織)</p> <p>3 あまり貢献していない (11%、58 組織)</p> <p>4 全く貢献していない (2%、11 組織)</p> <p>5 わからない (7%、36 組織)</p>	■	□	□	□
<p>担い手農業者の育成・確保</p> <p>Q19：周辺農業者の営農意欲の維持・拡大や地域農業の将来を考える意識の醸成に多面的機能支払交付金の取組は貢献していますか。</p> <p>○ 全体の69%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり貢献している (11%、60 組織)</p> <p>2 ある程度貢献している (58%、318 組織)</p> <p>3 あまり貢献していない (18%、97 組織)</p> <p>4 全く貢献していない (2%、12 組織)</p> <p>5 わからない (11%、61 組織)</p>	□	■	□	□
<p>農地の利用集積の推進</p> <p>Q20：農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになるなど、多面的機能支払交付金の取組は役立っていますか。</p> <p>○ 全体の51%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり役立っている (9%、48 組織)</p> <p>2 ある程度役立っている (43%、233 組織)</p> <p>3 あまり役立っていない (27%、148 組織)</p> <p>4 全く役立っていない (3%、18 組織)</p> <p>5 わからない (18%、100 組織)</p>	□	■	□	□
<p>農産物の高付加価値化や6次産業化の推進</p> <p>Q21：多面的機能支払交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っていますか</p> <p>○ 全体の13%が1又は2と回答</p> <p>1 かなり役立っている (2%、10 組織)</p> <p>2 ある程度役立っている (11%、59 組織)</p> <p>3 あまり役立っていない (38%、209 組織)</p> <p>4 全く役立っていない (10%、57 組織)</p> <p>5 わからない (38%、209 組織)</p>	□	□	□	■

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献※参考》

指 標		現況 (R2)
SDGs 8 : 地域における所得向上や雇用の確保を図る		
地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数		33 組織 5%
景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数		63 組織 10%
都市と農村との交流、6次産業化が促進された組織数		93 組織 14%

(4) 都道府県独自の取組

特になし

※都道府県独自で定めている内容と、その評価を記載。

第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価

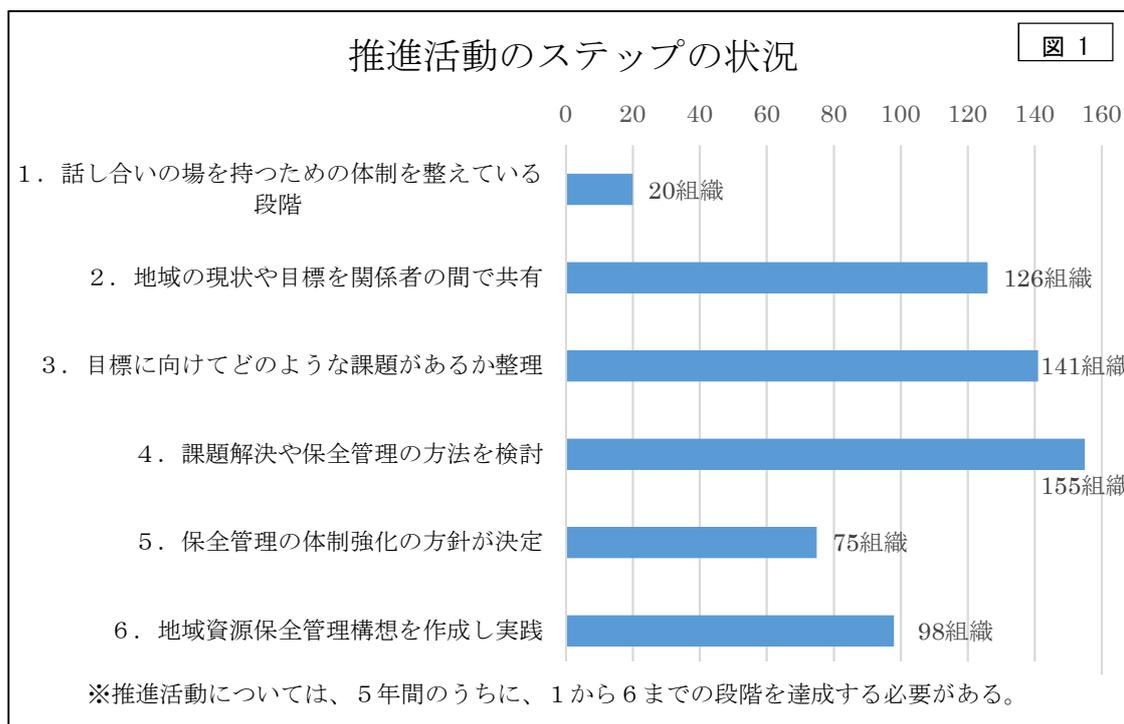
平成30年度から令和3年度にかけて実施した自己評価(2、4年目に活動組織が取組状況を自己評価)及び市町村評価(活動組織の評価に対して市町村がそれぞれ評価)の結果は以下のとおり。

1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価

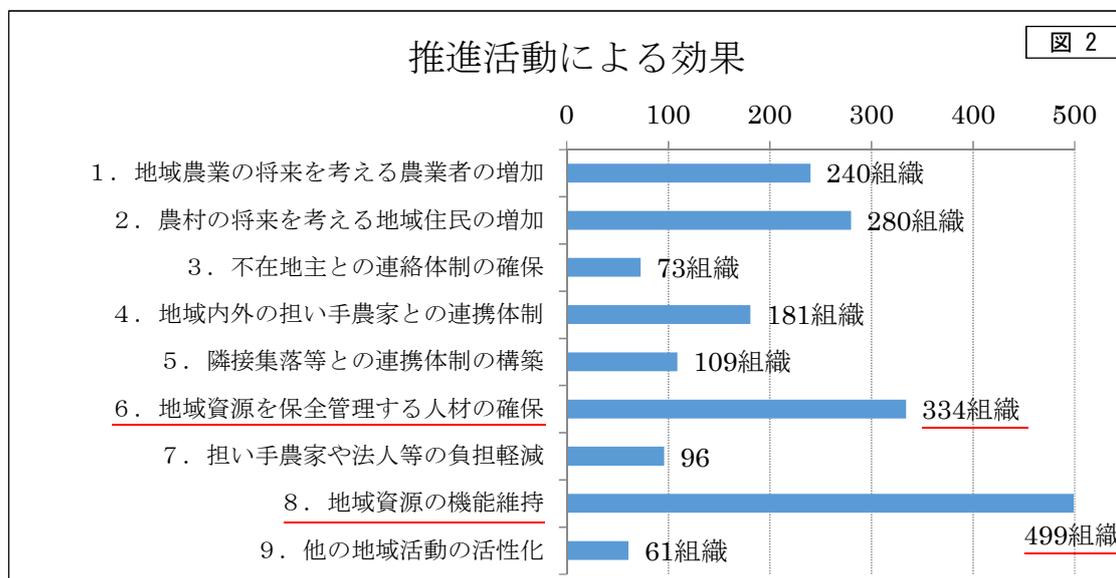
(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

活動組織は、推進活動として1以上の活動(農業者による検討会等)を毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する必要がある。

進捗状況が芳しくない組織は、市町村と連携し、策定を支援していく。

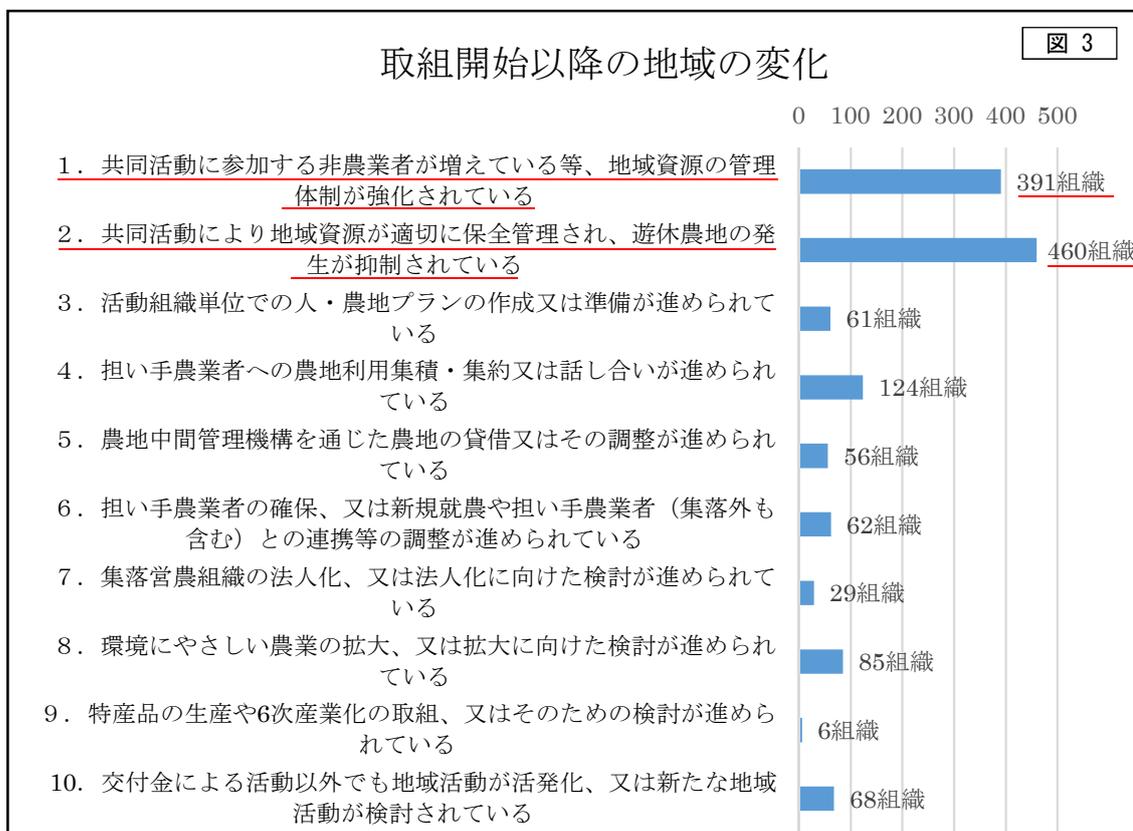


- ・ 推進活動による効果として、「**地域資源の機能維持**」が最も多く、次いで「**地域資源を保全管理する人材の確保**」が高くなっている。



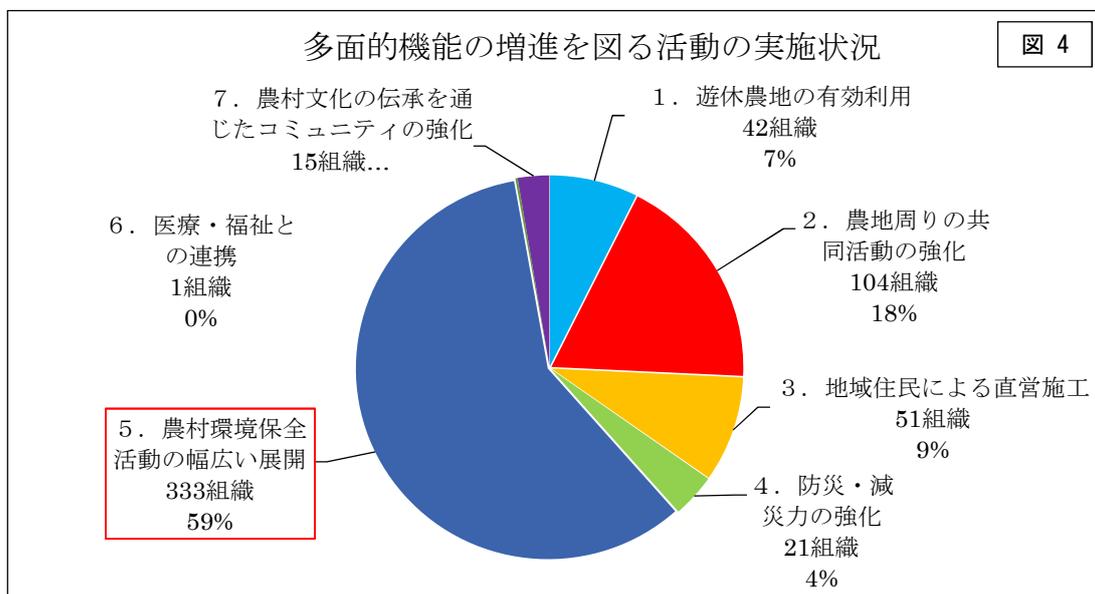
(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価

- ・ 推進活動による取組開始以降の地域の変化では、「地域資源の管理体制の強化」や「遊休農地の発生抑制」が多くなっている。

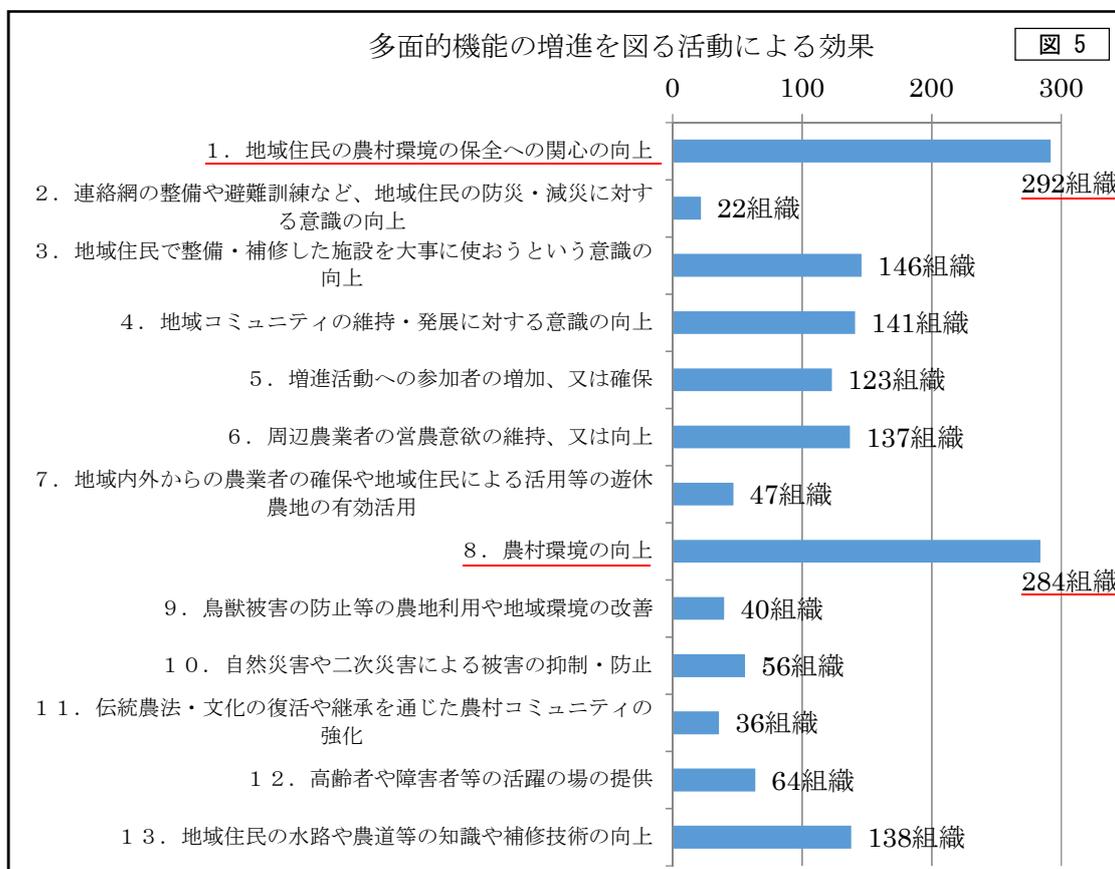


2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

資源向上支払（共同）の多面的機能の増進を図る活動では、「農村環境保全活動の幅広い展開」が最も多くなっている。



・多面的機能の増進を図る活動による効果は、「農村環境の保全への関心向上」や「農村環境の向上」が多くなっている。

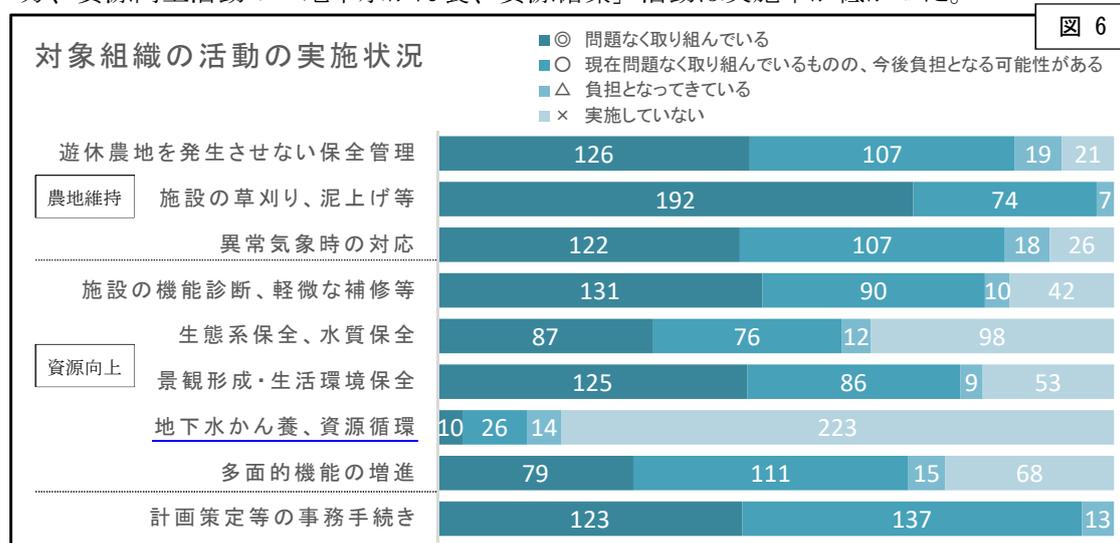


3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価
(令和5年度に5年間の活動終期を迎える273組織を対象としたアンケート調査結果)

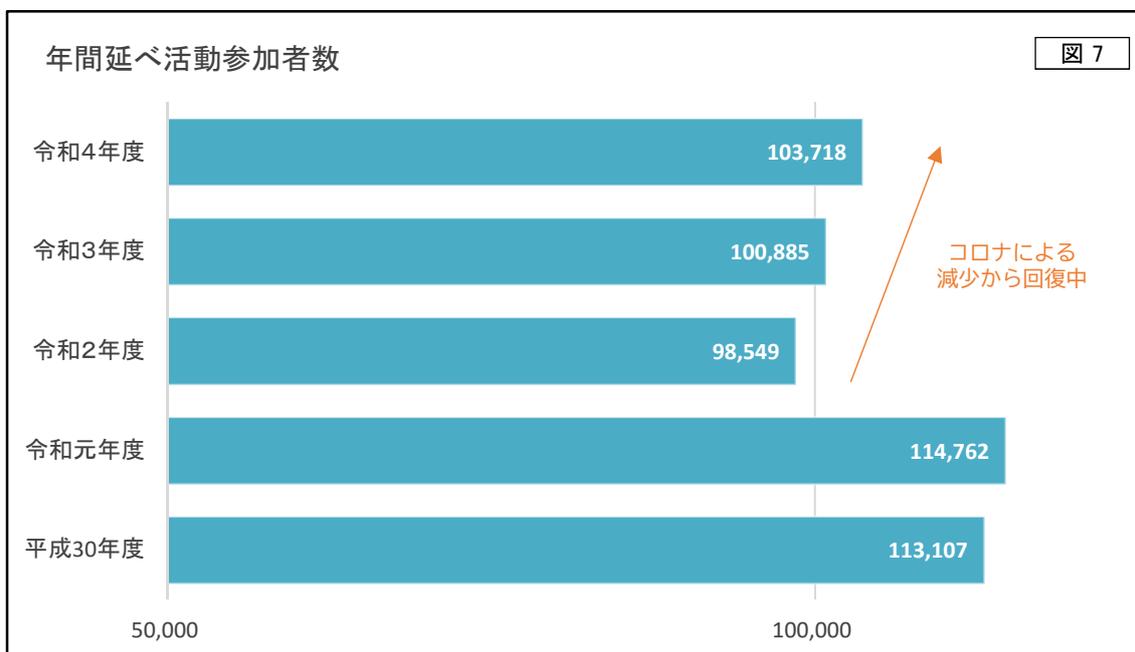
(1) 組織の活動の実施状況

・農地維持活動の取組は、問題なく実施されており、負担の度合いも低い傾向にあった。一方、資源向上活動の「地下水かん養、資源循環」活動は実施率が低かった。

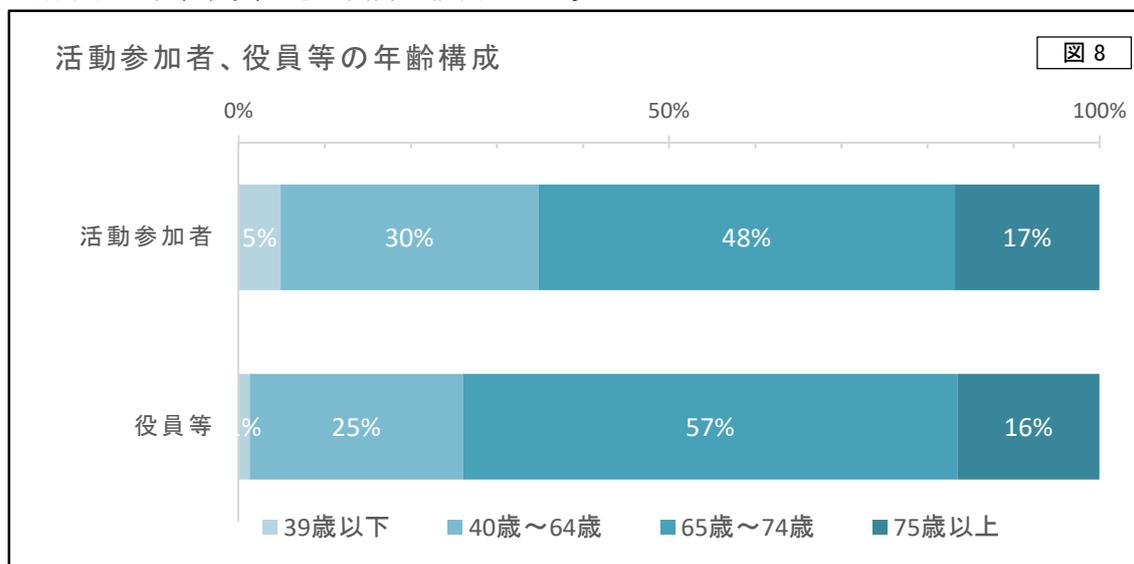
今回追記



・年間延べ活動参加者数はコロナウイルスの拡大により令和2年度に大幅に落ち込んだが、その後、徐々に活動再開する組織も増えてきたことから、元の水準に向けて増加傾向にある。

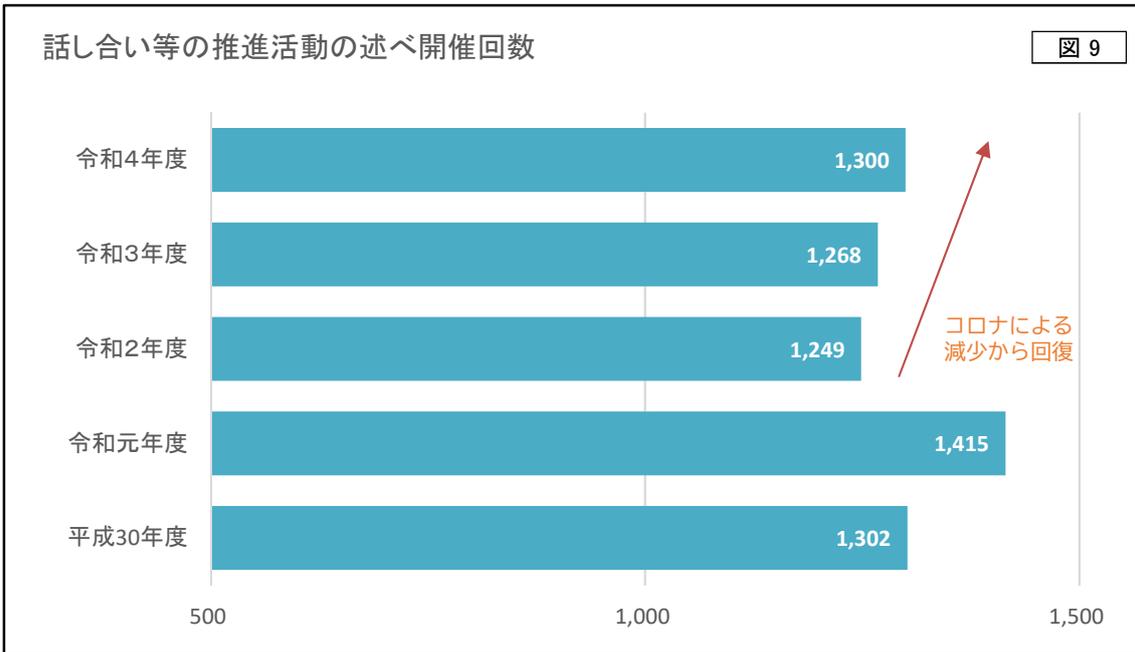


・活動参加者、役員ともに高齢の傾向にある。

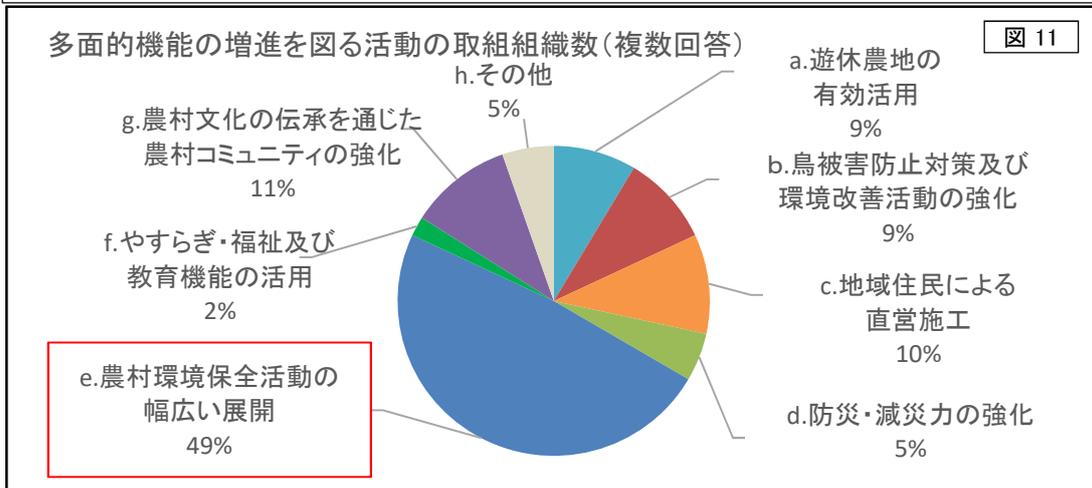
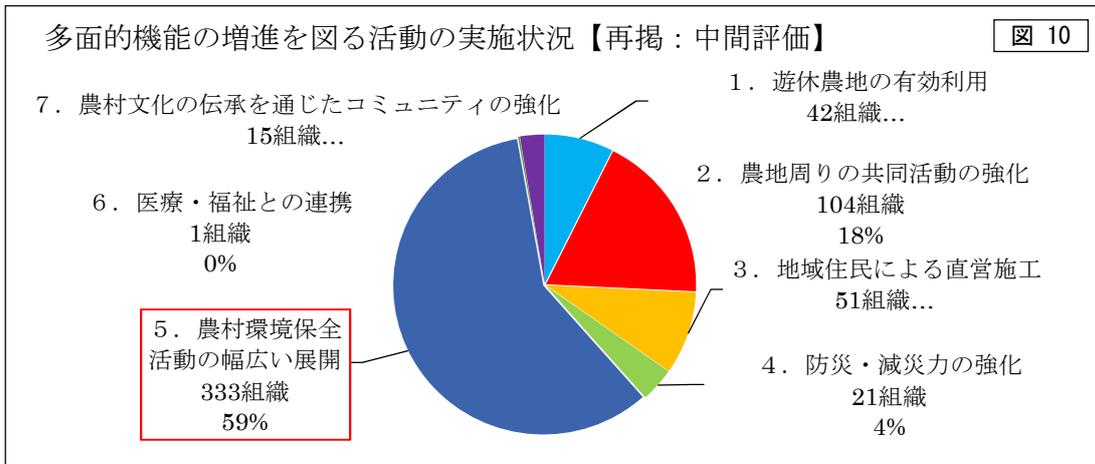


(2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価

・開催回数についても、コロナウイルスの拡大による落ち込みから徐々に回復しつつある。

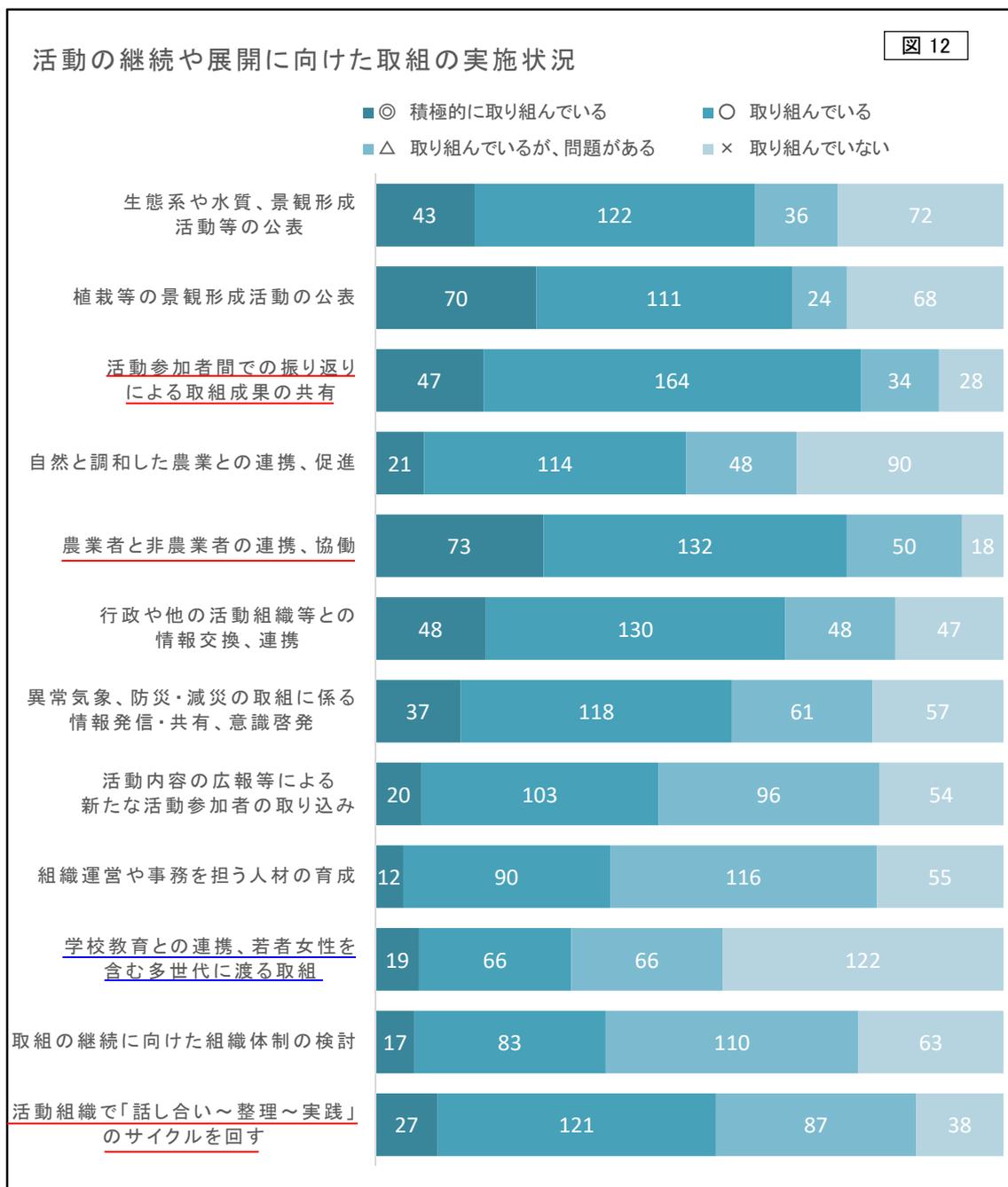


・多面的機能の増進を図る活動については、中間評価時と同様に、農村環境保全活動の幅広い展開について実施している組織が最も多かった。



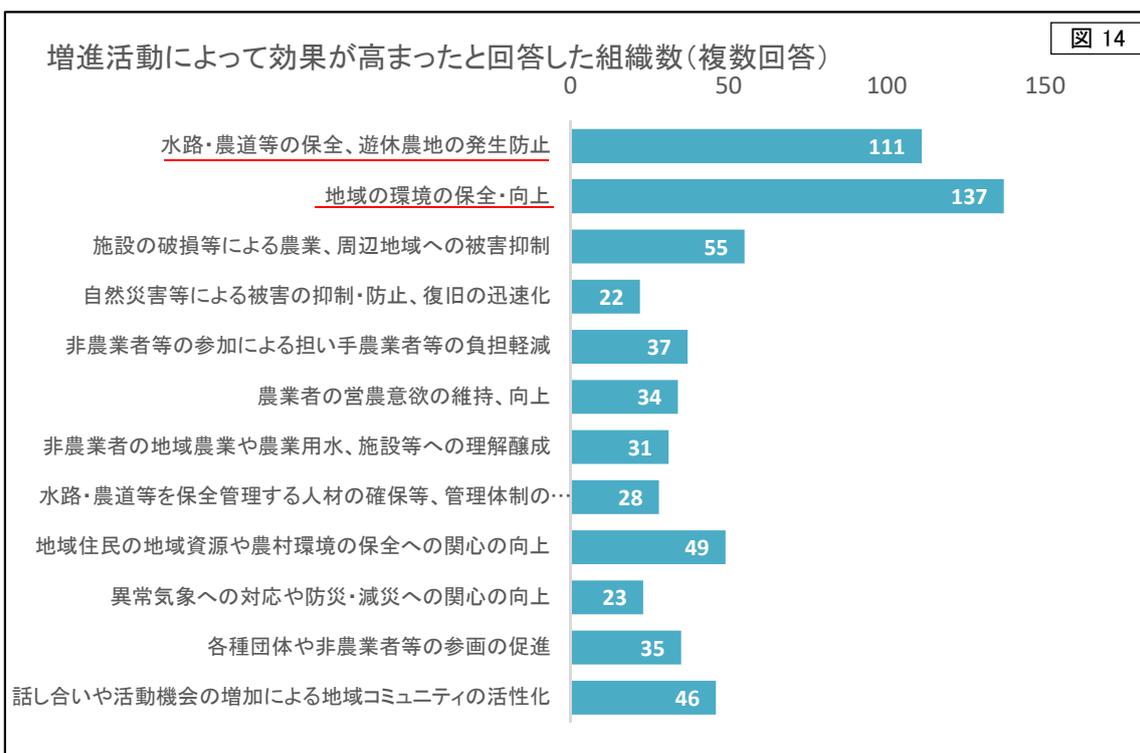
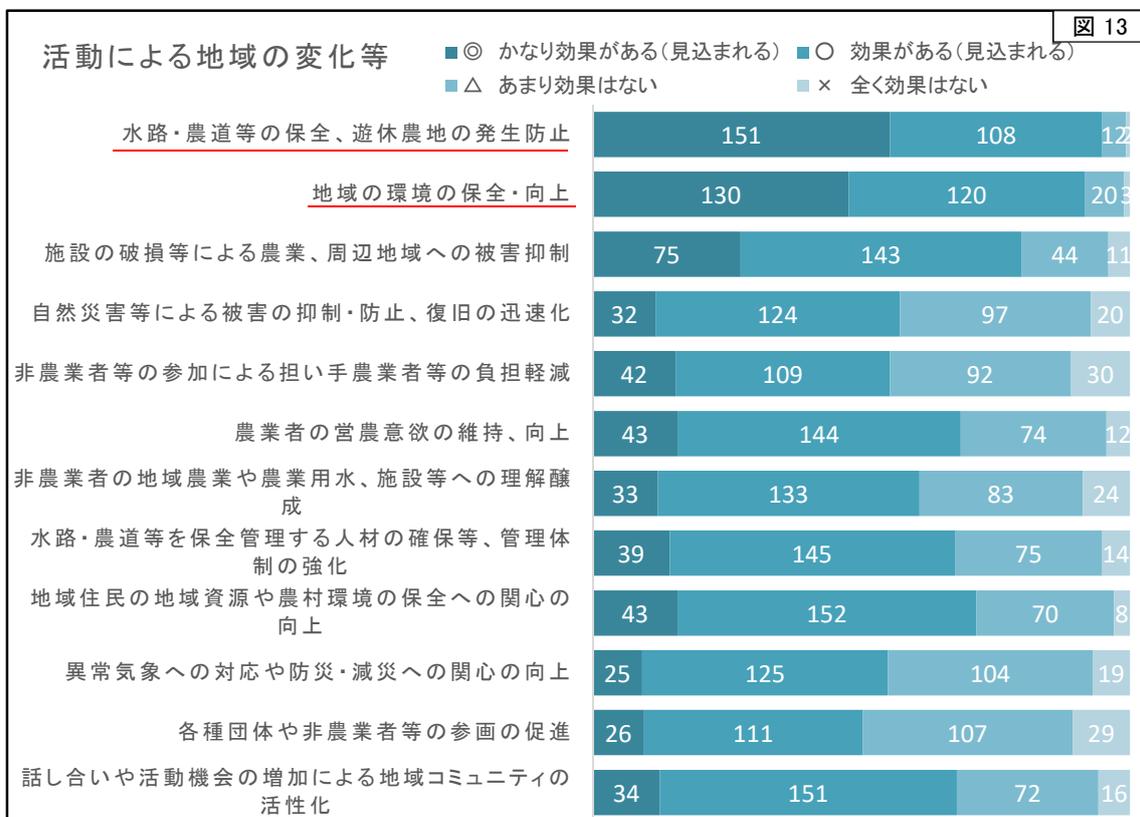
(3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について

・組織内での振り返りや今後に向けて課題を整理したり、非農業者との連携、協働を行った
りしている組織数の割合は高いものの、教育機関や若者、女性といった多様な世代に渡る取
組を実施している組織は少ない。



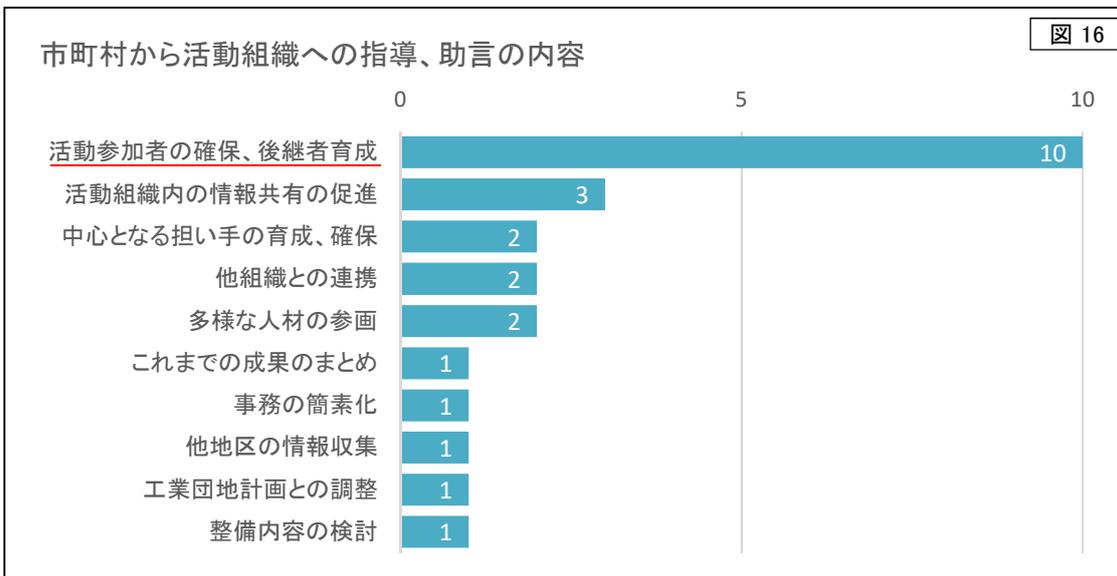
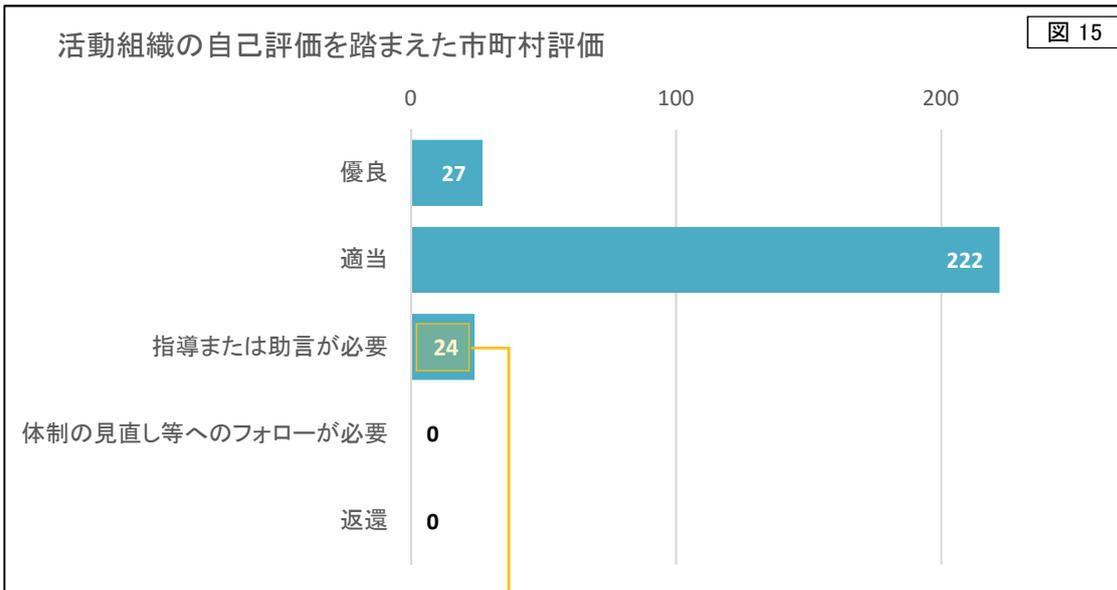
(4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について

・地域の変化として、水路や農道の保全、遊休農地の発生防止や地域環境の保全向上の効果が高まったという回答が多く見られた。



4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価

・活動組織の自己評価を受けて、市町村による評価はおおむね「優良」、もしくは「適当」であった。一方、「指導または助言が必要」と回答した中で、最も多かったものは「活動参加者の確保、後継者育成」であり、活動参加者の減少に危機感を抱いている市町村が多かった。



第5章 取組の推進に係る活動状況

1. 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、これまでの農地・水保全管理支払や多面的機能支払の実施によって培われた知見、体制を踏まえ、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業関係団体等から構成する推進組織を設立して、取組を推進している。

2. 都道府県の推進活動

(1) 優良活動表彰による普及・啓発

- ・ 本県では、地域資源の保全活動の普及・啓発を目的として、平成20年度から「茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰」を実施し、県内の優良活動組織を表彰している。(H20～R4まで15回実施)
- ・ 表彰事業に合わせ、優良活動を事例集としてまとめ、関係機関や組織等に配布し、取組内容の充実や未取組地域への普及・啓発を図っている。(年5,000部発行)

(2) ホームページ、SNSによる県民への制度周知

- ・ 優良活動表彰の結果や事例集については、県ホームページに掲載し、県民に対して広く周知し、制度の普及・啓発を図っている。
- ・ 各農林事務所においては、活動組織が実施する生き物調査や農業体験の様子について、SNSを活用し、制度や農村地域の魅力を発信している。

(3) リーフレットによる制度周知

- ・ ショッピングモールや道の駅、コンビニエンスストアでのリーフレット配布により、制度の普及・啓発を図っている。

(4) 推進班による推進

- ・ 令和元年度に各農林事務所単位で推進班を設置し、未取組の土地改良区などターゲットを明確化し、推進を図ってきた。以降、令和4年度まで、未取組に加え、既取組土地改良区にも推進を図り、組織体制の強化や継続組織の規模拡大を図っている。

3. 市町村の推進活動

(1) 活動組織向けの説明会

- ・ 適切な事務手続きのため、活動組織向けに説明会を開催し、制度理解や活動継続を促進している。

(2) 活動組織の広域化の推進

- ・ 事務手続きの簡素化や活動組織の体制強化のため、組織の広域化を推進している。
(令和4年度時点広域化組織：10組織)

4. 推進組織の推進活動

(1) 活動マニュアルの作成

- ・ 活動組織向けの活動マニュアルを作成し、制度の内容や事務の手続きの理解を図り、組織体制の維持を図っている。

(2) 活動組織への指導・助言

- ・ 活動組織に対し指導・助言して、適宜適正な事務執行や活動の継続を図っている。

(3) 各種研修会の開催

- ・ 事務研修会や技術研修会を開催し、取組内容の充実や技術力の向上、活動の継続を図っている。

(4) 優良活動事例発表会

- ・ 全組織が参加する技術研修会に合わせ、優良活動組織の事例発表会を実施することで取組内容の充実や活動組織の意識向上を図っている。

(5) 多面的機能支払交付金取組位置図の作成

- ・ 令和4年度に全市町村の取組状況を整理し、市町村別取組位置図を作成した。

第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

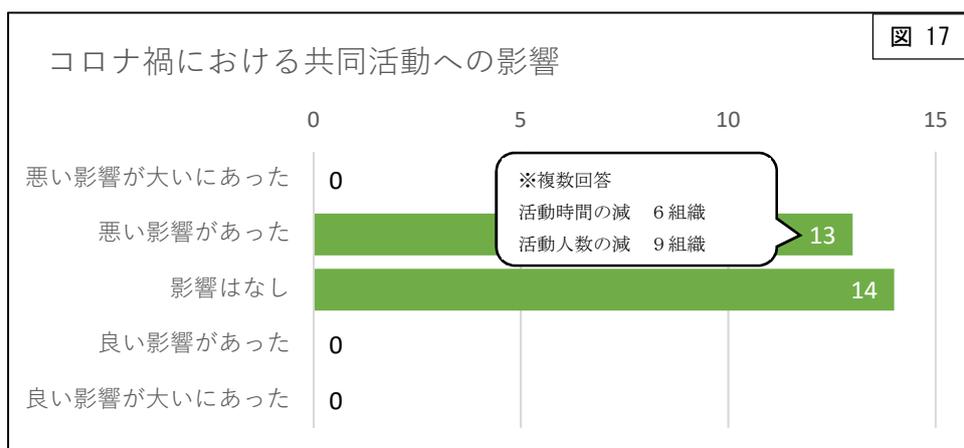
1. 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向

(1) 取組の推進に係る活動について

※第5章に関する課題、対応状況、今後の取組方向について、特に活動に熱心な県内27組織について詳細にアンケートを実施した。

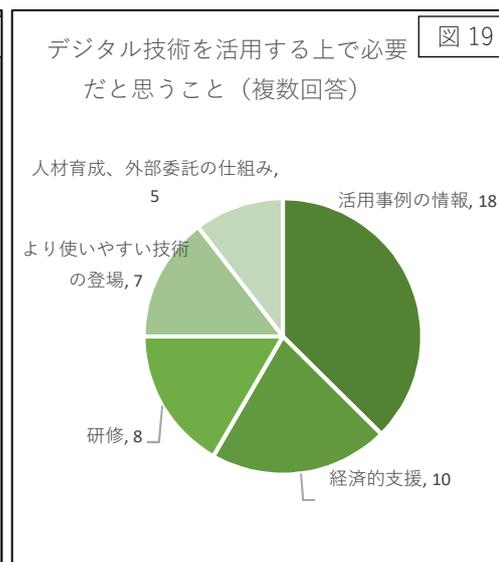
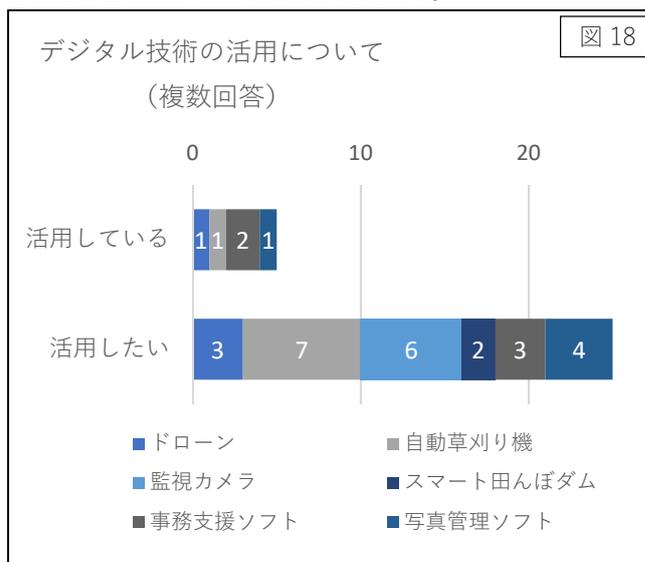
(2) コロナ禍による行動制限について

・悪い影響があったと回答した13組織の内訳は、活動時間の減が6組織、活動人数の減が9組織であった（複数回答）



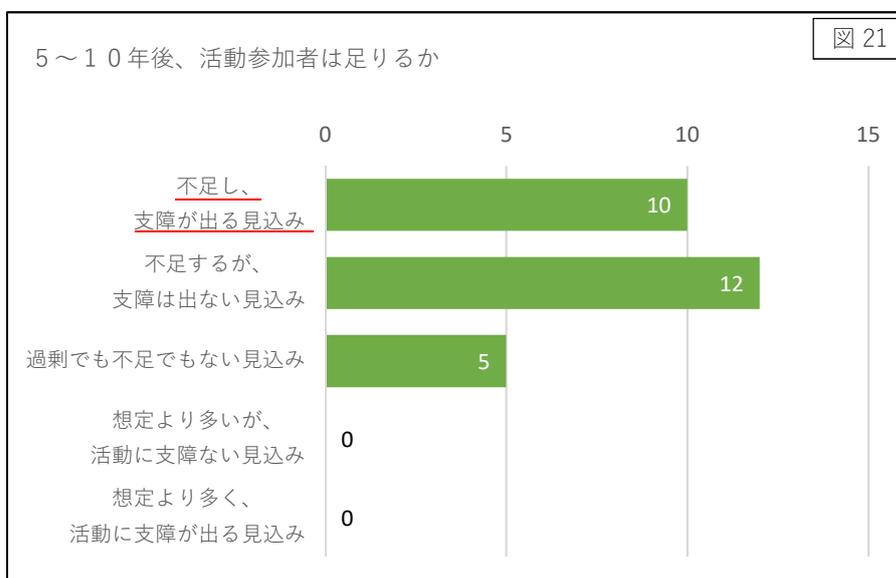
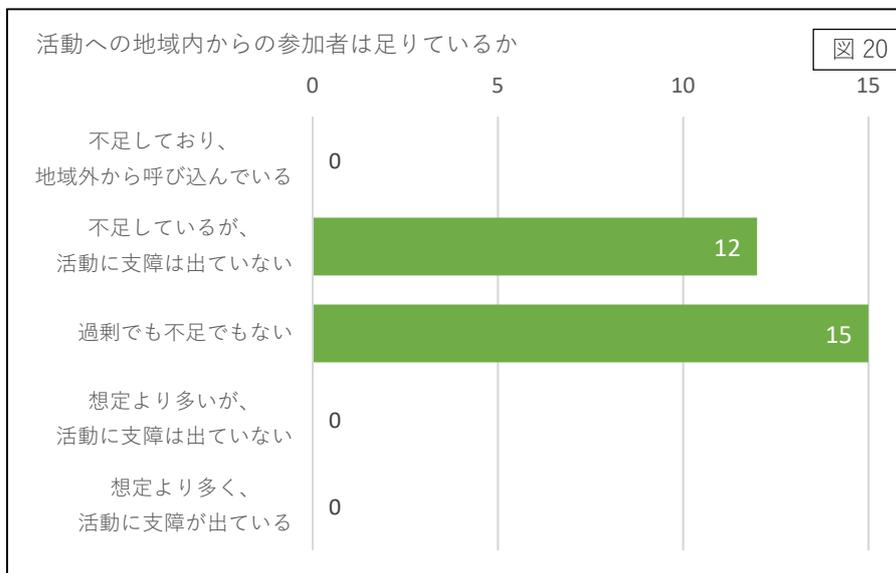
(3) デジタル技術の活用について

・現在デジタル技術を活用している組織は少ないものの、今後デジタル技術を活用したいと考えている活動組織は多かった。活用事例の情報等を共有する研修会を開催することで、活用の推進につながると考えられる。



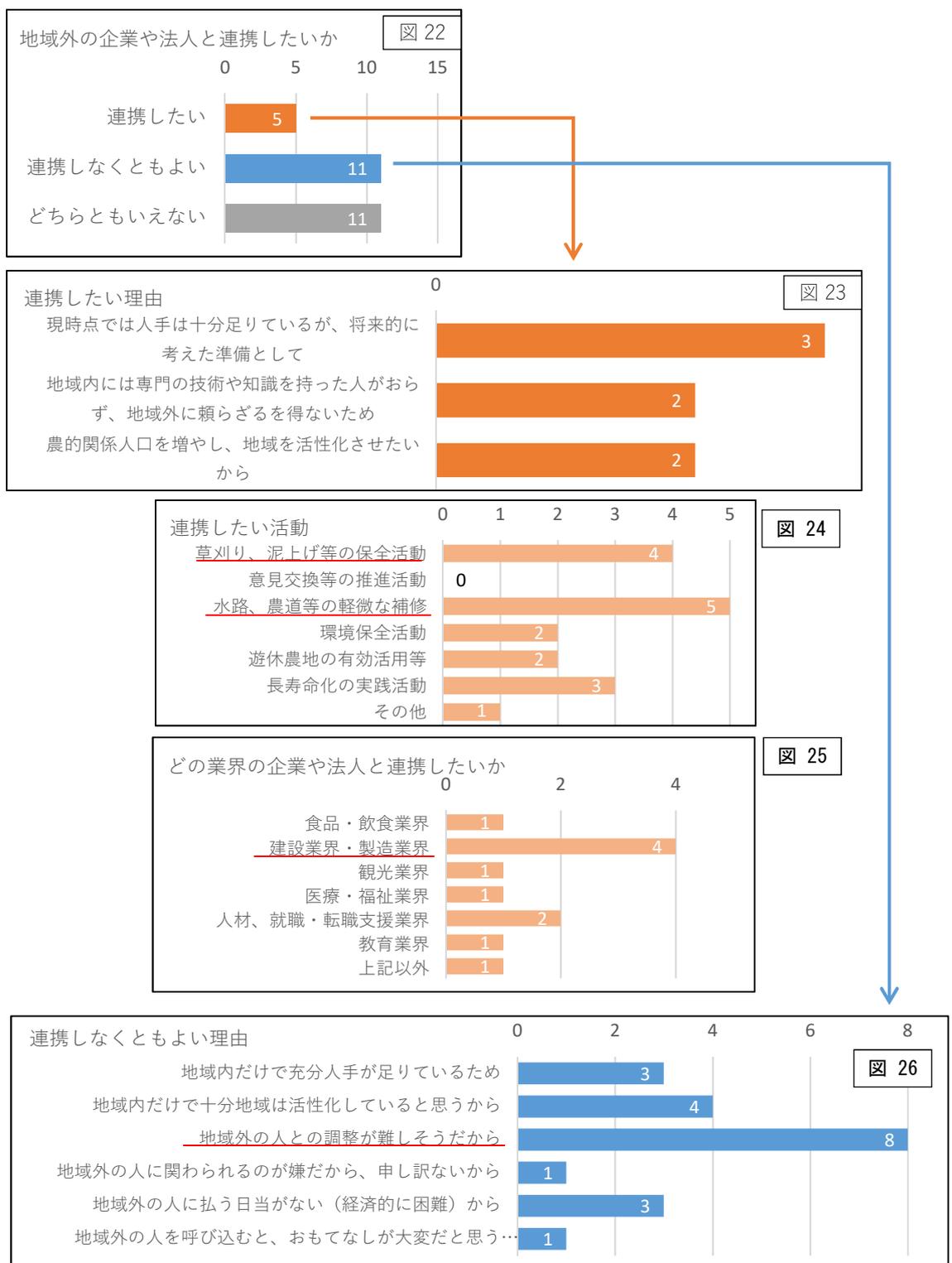
(4) 地域外からの人の呼び込みについて

・活動参加者が不足している組織もあるものの、活動に支障は出ておらず、現在の人員で活動を維持している。しかし、5～10年後には活動参加者が不足し、支障が出ると考えている組織が多い。

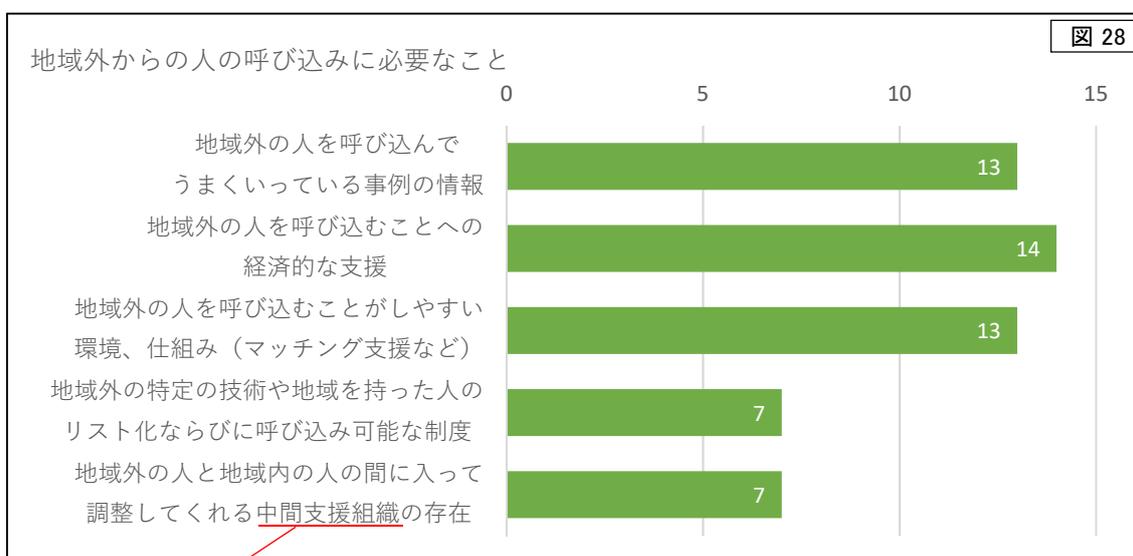
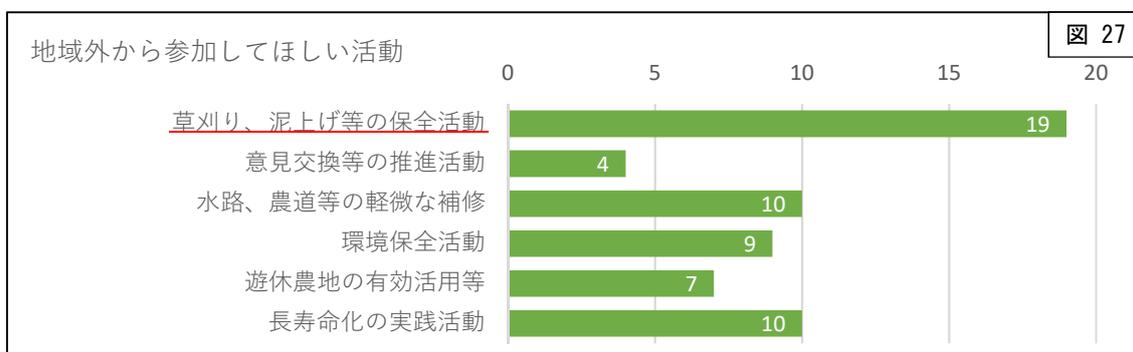


・地域外の企業や法人と連携したいと考える組織は、草刈り・泥上げや、水路・農道等の補修経験を持った人材を求めている。

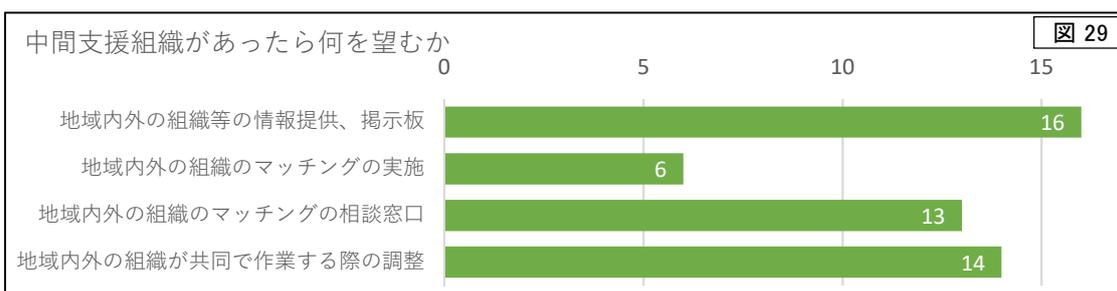
また、連携しなくともよいと回答した組織の理由としては、「受け入れの調整に抵抗を感じる」という回答が多かった。地域外の人材との仲介役がいれば、連携を希望する組織は増える可能性がある。



・地域外の参加者に求めたい活動としては、草刈り・泥上げをはじめ、水路・農道の補修や長寿命化に係る実践活動など、地域の環境保全のための現場作業が多かった。

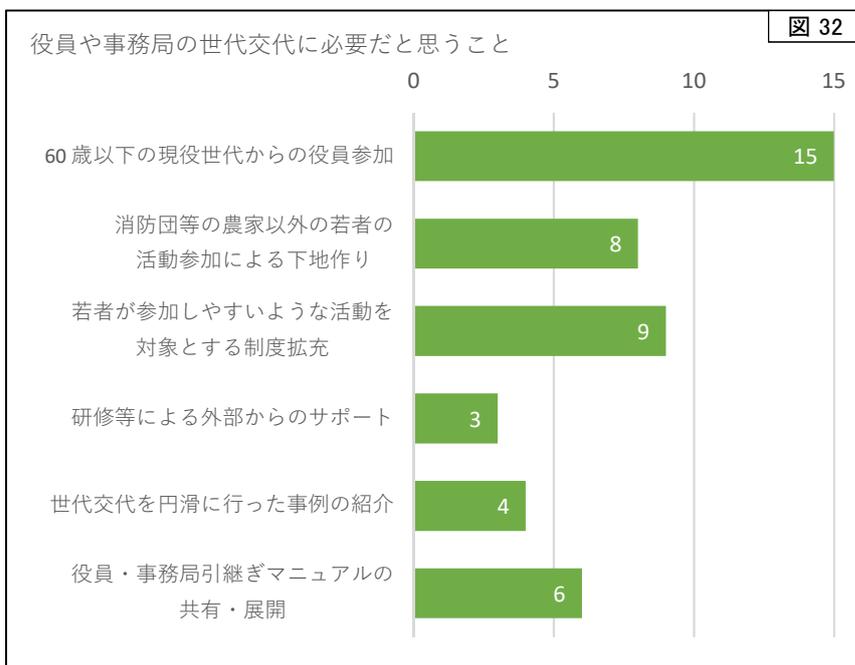
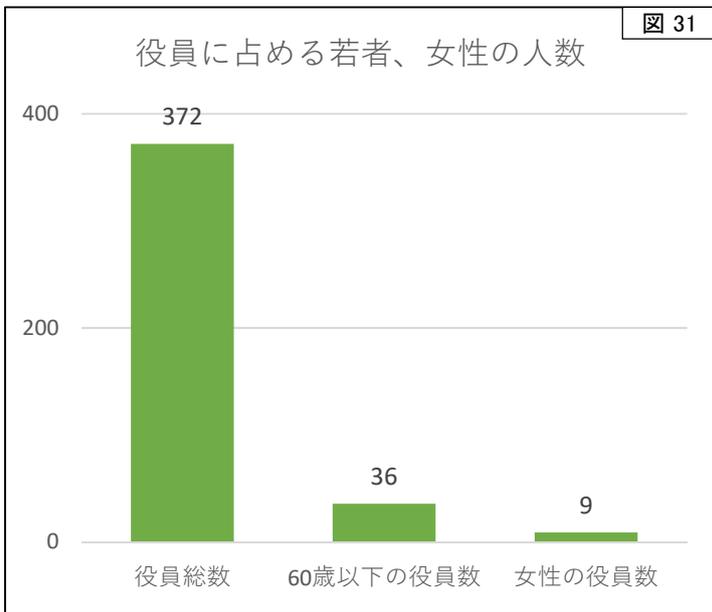


・中間支援組織に望みたいことは多岐にわたっており、市町村にその役割を担ってもらいたいという意見が多かった。



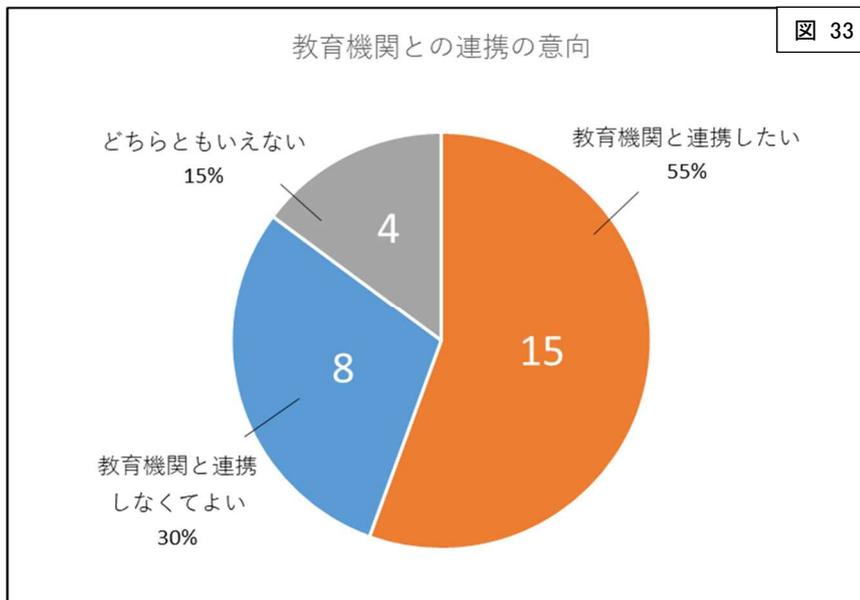
(5) 若者女性などの多様な参画について

・若者や女性の割合はかなり低く、若い世代から役員に参加してもらうことや、活動参加に向け、受け入れる側も雰囲気醸成するなど、参加してもらいやすい工夫をすることが必要であるという意見が見られた。

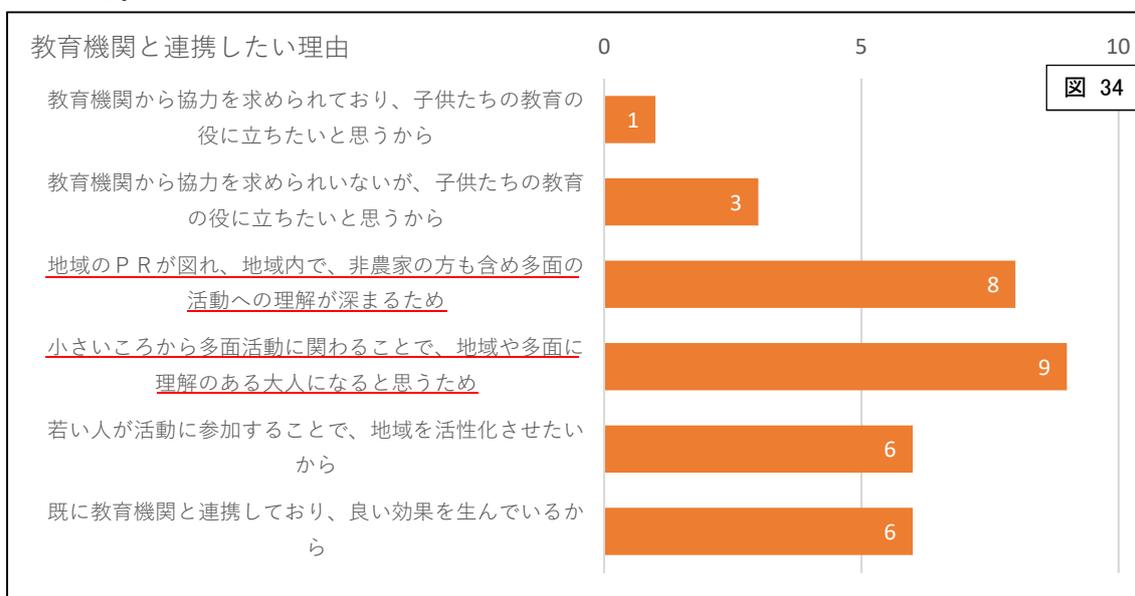


(6) 教育機関との連携について

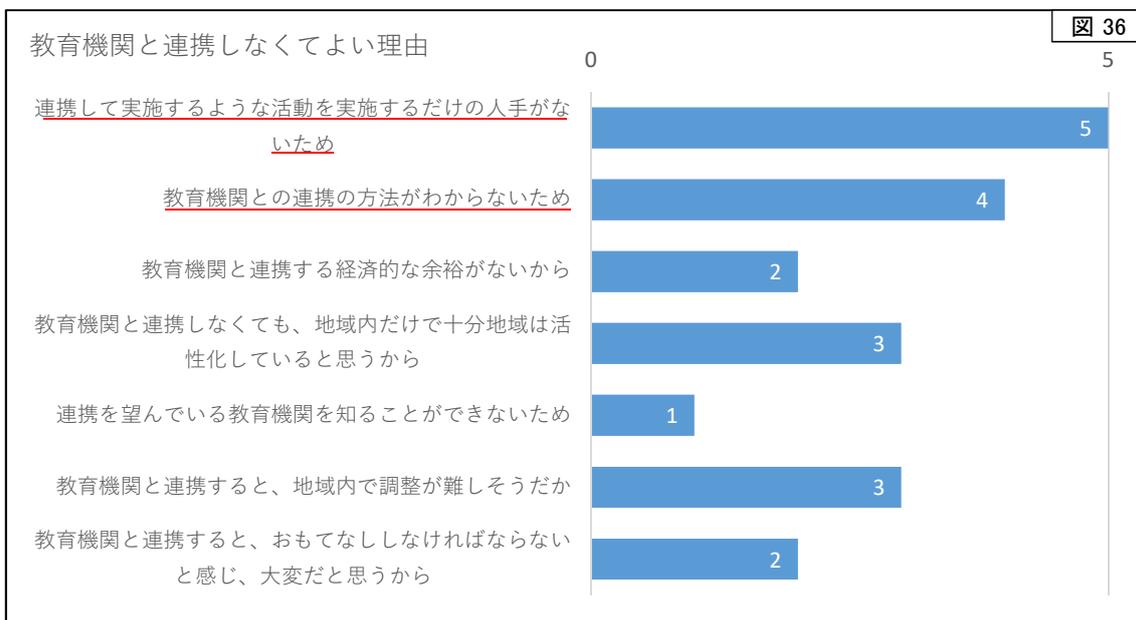
・教育機関と連携したい活動組織が過半数である一方、3割の組織は教育機関と連携しなくてよいと考えている。



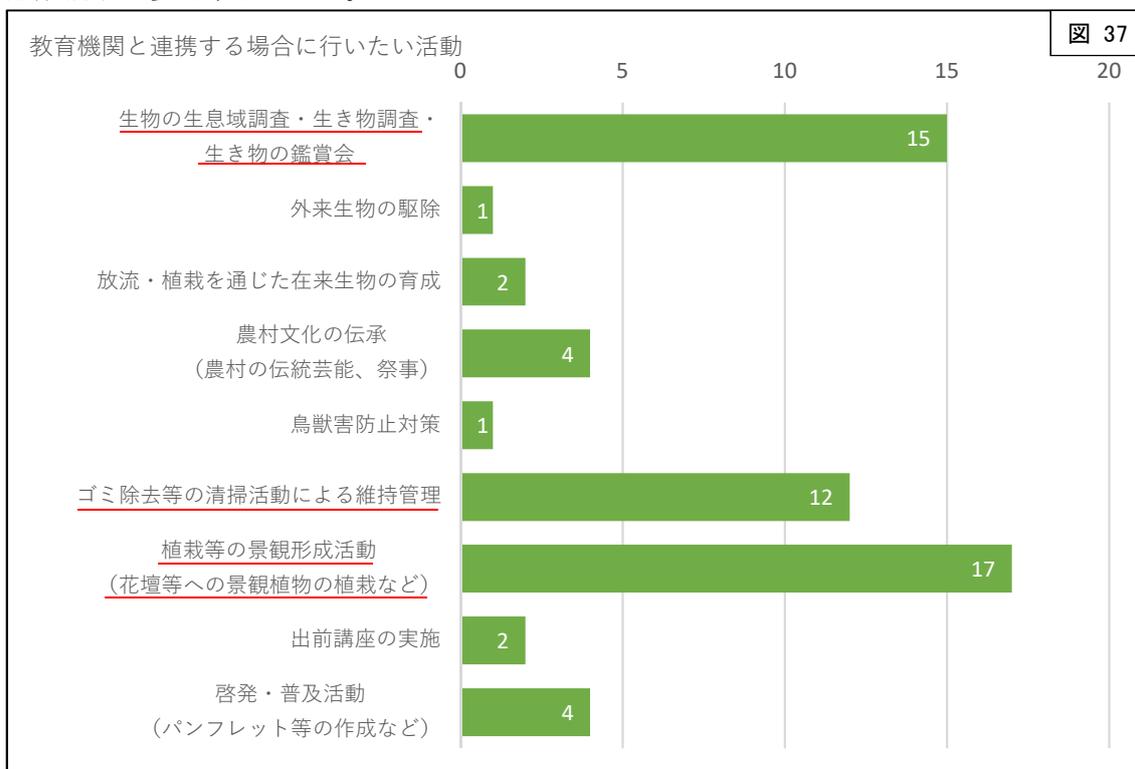
・教育機関との連携では、子供会や小中学校との連携を希望する組織が多く、以降の回答も含め、子供たちに地域や地域を守る活動について理解を深めてもらいたいという思いが表れている。



・連携しなくてよい理由としては、人手不足や連携の方法がわからないことが挙げられた。



・教育機関と連携する場合には、生き物調査や清掃活動、植栽等の景観形成活動が多く挙げられた。

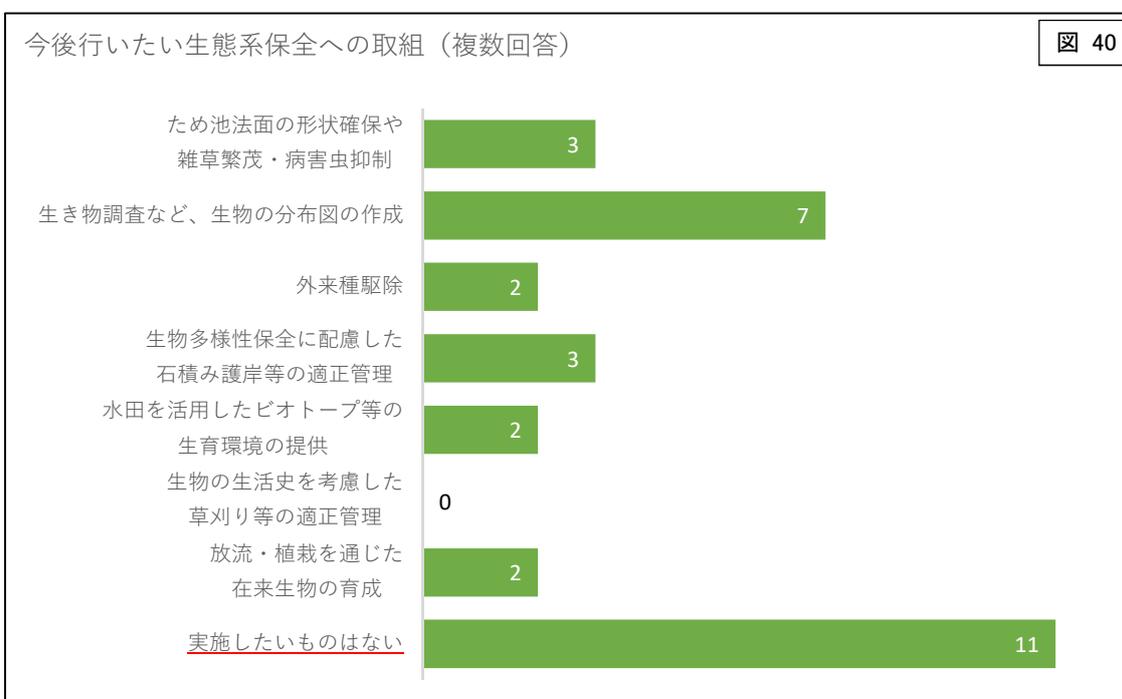
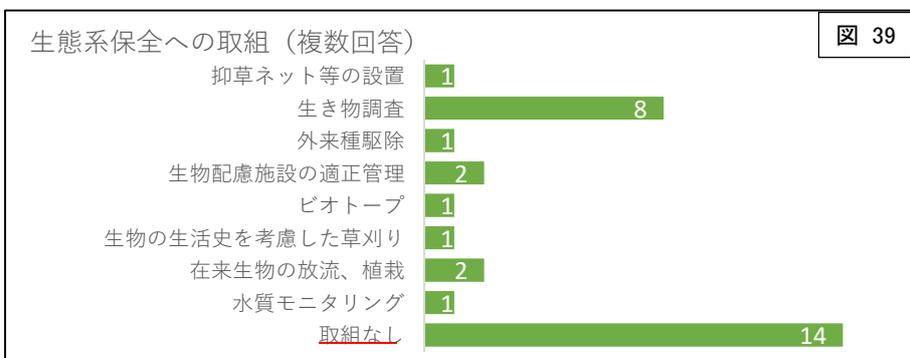


・また、すでに教育機関と連携し、うまくいっている事例の情報を知りたがっている組織が多かった。

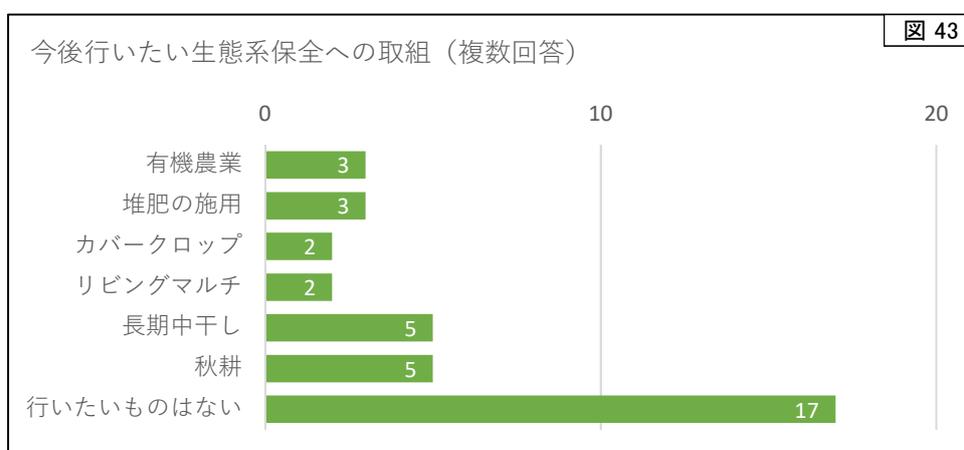
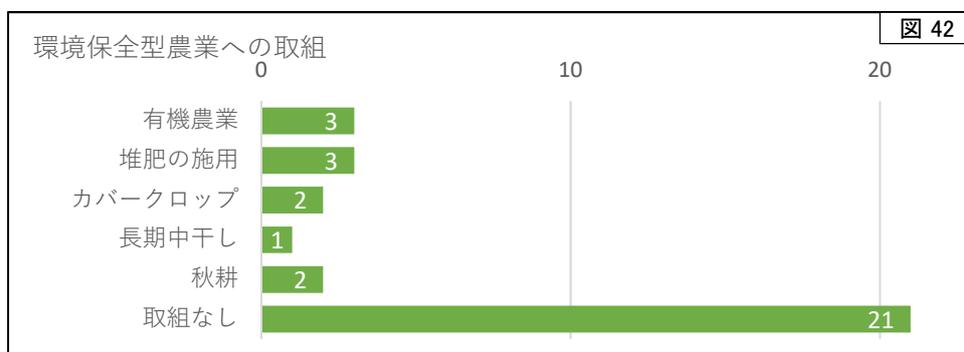


(7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について

・生き物調査などは実施しているものの、生態系保全への取組を行っていない組織が多く、これらの活動にあまり意欲的でない回答結果であった。取組に対する具体的なイメージが乏しいためと思われ、優良事例の照会等を通じ意識を啓発するための情報提供が必要である。

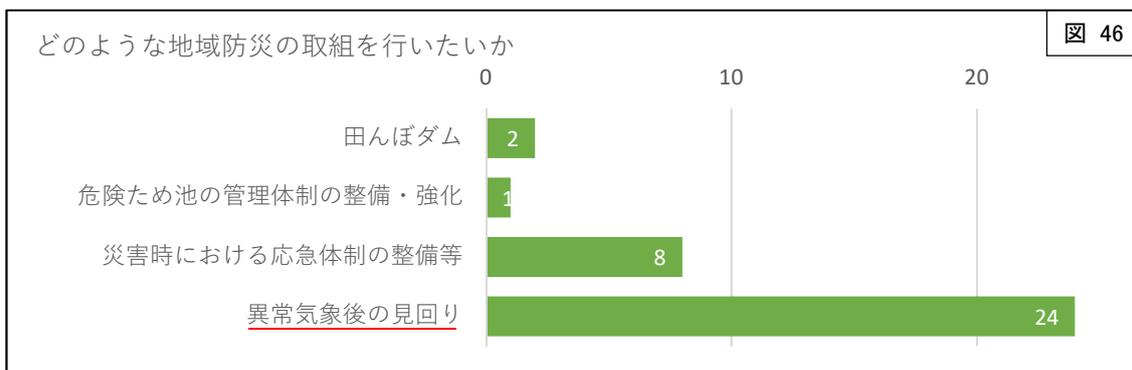
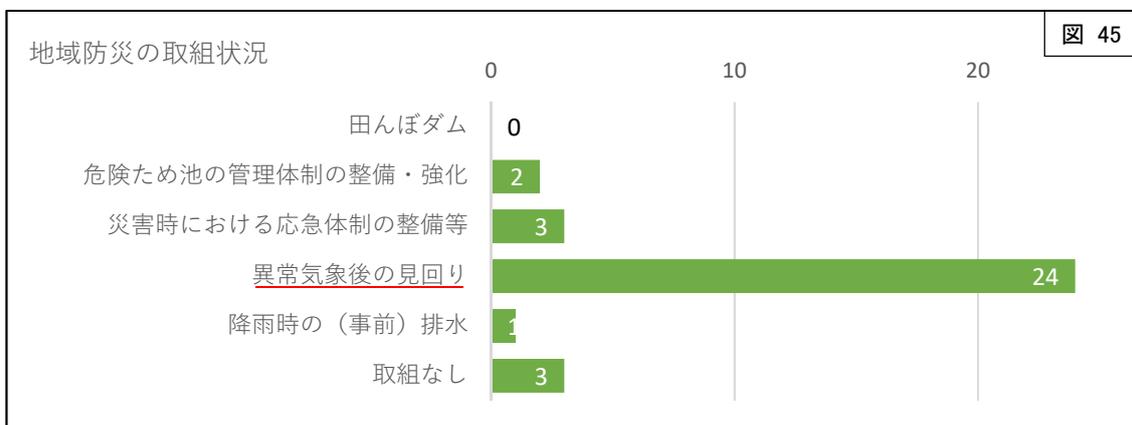


・環境保全型農業についても、積極的には取り組まれていなかった。啓発のためには優良事例の情報提供が必要である。



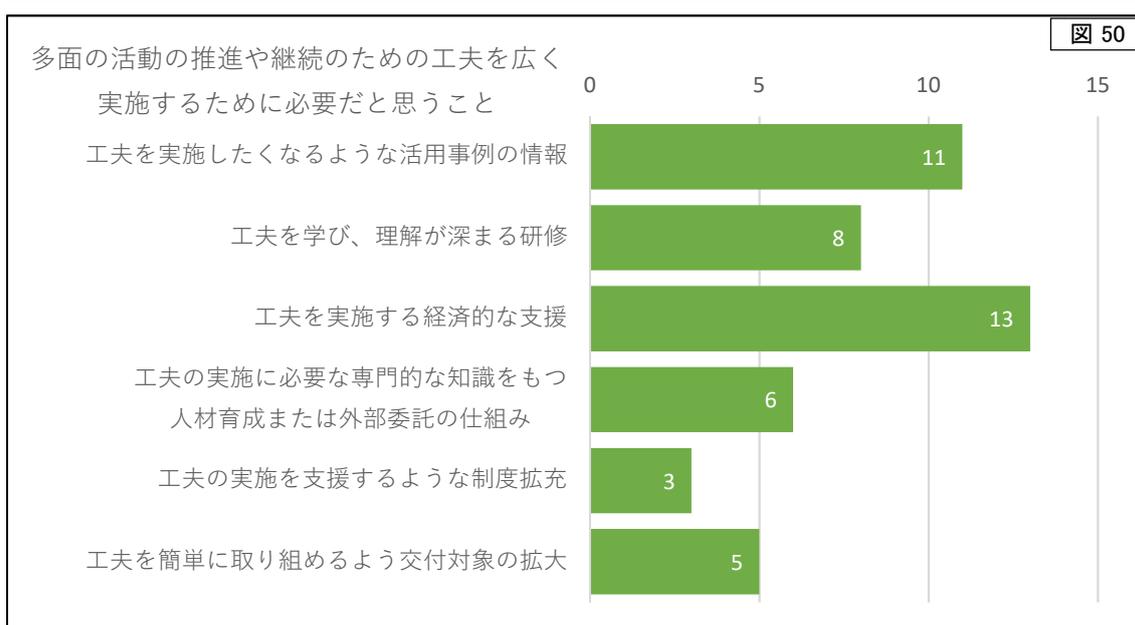
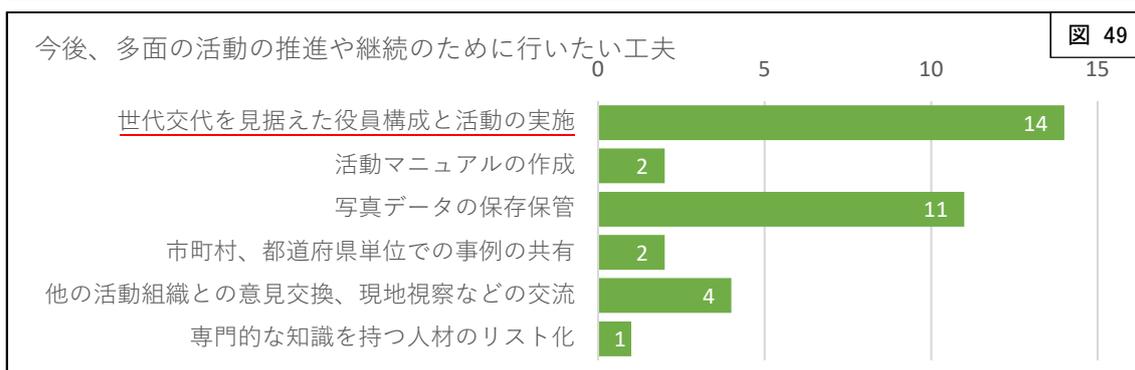
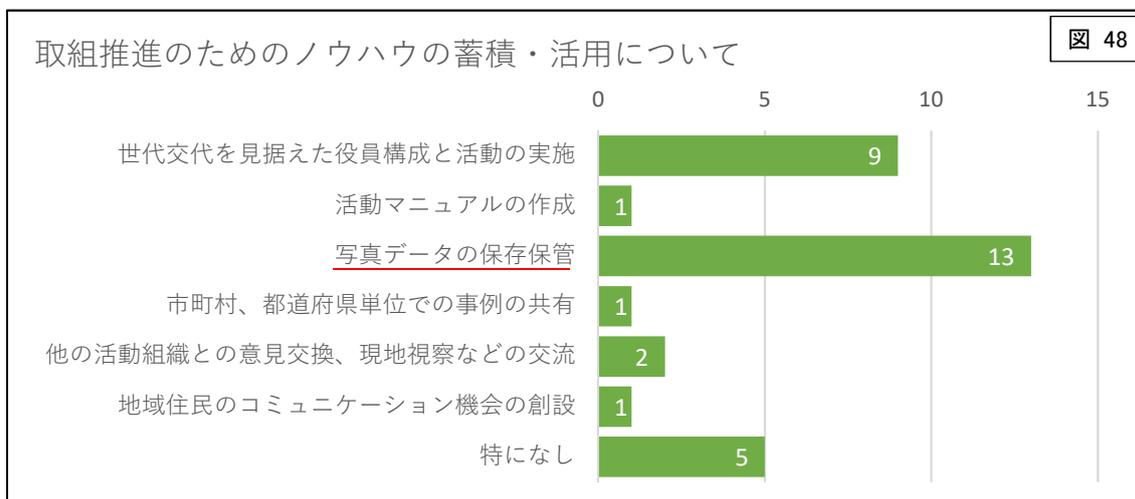
(8) 地域防災の取組について

・ゲリラ豪雨等の異常気象後の見回りを実施している組織が多く、引き続き実施していきたいと考えている組織が多かった。



(9) 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について

- ・写真データを保存し、ノウハウの蓄積・活用につなげている組織が多かった。また、世代交代を見据えた役員構成と活動の実施を行いたいと多くの組織が考えている。
- ・優良事例の情報提供や、幅広い補助の支援を求める意見も多く見られた。



2. 総括、制度に対する提案等

中間評価以降に実施したアンケートの結果から、各活動組織は、地域資源を守る活動を継続しているものの、新たな活動の拡大や人員の確保について課題を感じていることがうかがえた。各組織で新たな活動を実施するにはアイデアや人員の限界があり、市町村や県が事例の照会や人員の仲介役となり、今後の活動の幅を広げることが必要だと考えられる。

また、取組に対する優良事例の情報提供を希望する組織が多かったことから、本交付金のさらなる推進や活動組織の意欲向上のため、国に対して、現在の農政局規模ではなく、全国規模の優良事例表彰を提案する。

令和 4 年度
中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和 5 年 10 月
茨城県農林水産部農地局農地整備課

～ も く じ ～

ページ

1	実施市町村数	1
2	協定数	1
3	交付面積	2
	(1) 協定別の交付面積	
	(2) 地目別の交付金交付面積等	
4	交付総額	4
5	集落戦略の作成状況	5
6	交付金の使途	6
	(1) 交付金の配分割合	
	(2) 共同取組活動の交付金の使途	
7	協定数・交付面積の推移	7
8	令和5年度の推進方針	7
9	最終評価の流れ（予定）	7

※面積及び金額等は、単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

1 実施市町村数

本県においては、特定農山村法、山村振興法、過疎法において指定された地域及び法指定地域に準じて知事が定めた基準を満たす地域を有する市町村で実施することができる。

令和4年度は9市町で本制度を実施した。

2 協定数

協定数は89協定で、令和3年度から1協定増加した。

また、集落協定のうち基礎単価に取り組んだ協定は12協定、体制整備単価に取り組んだ協定は77協定であり、各々の占める割合は13%、87%となっている。

表1 協定数

	全体		集落協定			個別協定			
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
茨城県	100%	13%	87%	100%	13%	87%	-	-	-
	89	12	77	89	12	77	-	-	-
日立市	3	-	3	3	-	3	-	-	-
常陸太田市	39	1	38	39	1	38	-	-	-
高萩市	8	-	8	8	-	8	-	-	-
北茨城市	3	3	-	3	3	-	-	-	-
笠間市	2	1	1	2	1	1	-	-	-
常陸大宮市	17	5	12	17	5	12	-	-	-
桜川市	2	2	-	2	2	-	-	-	-
城里町	5	-	5	5	-	5	-	-	-
大子町	10	-	10	10	-	10	-	-	-

※ 集落協定…対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

※ 個別協定…認定農業者・第3セクター・特定農業法人等が農用地の所有権を有する者との間において利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

※ 基礎単価…農業生産活動等を継続するための活動に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

※ 体制整備単価…農業生産活動等に加え、体制整備のための前向きな活動に取り組む場合の単価

3 交付面積

令和4年度に交付金が交付された面積（以下「交付面積」という。）は520.9haで、昨年度より3.3ha増加した。

内訳は、取組団体の増加等によるものである。

(1) 協定別の交付面積

交付面積は520.9haで、すべて集落協定となっている。

表2 交付面積

(単位：ha)

	全体			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価		基礎単価	体制整備単価
	100%			100%					
茨城県	520.9 (517.6)	96.9 (96.8)	424.0 (420.9)	520.9 (517.6)	96.9 (96.8)	424.0 (420.9)	-	-	-
日立市	10.4 (9.7)	-	10.4 (9.7)	10.4 (9.7)	-	10.4 (9.7)	-	-	-
常陸太田市	170.4 (168.6)	2.0 (2.0)	168.4 (166.6)	170.4 (168.6)	2.0 (2.0)	168.4 (166.6)	-	-	-
高萩市	139.1 (138.6)	-	139.1 (138.6)	139.1 (138.6)	-	139.1 (138.6)	-	-	-
北茨城市	32.8 (32.8)	32.8 (32.8)	-	32.8 (32.8)	32.8 (32.8)	-	-	-	-
笠間市	19.7 (19.7)	7.3 (7.3)	12.4 (12.4)	19.7 (19.7)	7.3 (7.3)	12.4 (12.4)	-	-	-
常陸大宮市	68.9 (68.6)	15.5 (15.4)	53.4 (53.3)	68.9 (68.6)	15.5 (15.4)	53.4 (53.3)	-	-	-
桜川市	39.3 (39.3)	39.3 (39.3)	-	39.3 (39.3)	39.3 (39.3)	-	-	-	-
城里町	24.1 (24.1)	-	24.1 (24.1)	24.1 (24.1)	-	24.1 (24.1)	-	-	-
大子町	16.2 (16.2)	-	16.2 (16.2)	16.2 (16.2)	-	16.2 (16.2)	-	-	-

下段（ ）は令和3年度

(2) 地目別の交付金交付面積等

地目別の交付面積の割合は、田が98.0%、畑2.0%である。

交付基準別の交付面積の割合は、急傾斜19.1%、緩傾斜78.5%、小区画・不整形2.4%となっている。

表3 地目別・交付基準別の交付面積

(単位：ha)

			急傾斜	緩傾斜	小区画・ 不整形	計
			(19.1%)	(78.5%)	(2.4%)	(100.0%)
茨城県	田	(98.0%)	94.9	403.0	12.5	510.4
	畑	(2.0%)	4.7	5.8	0.0	10.5
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	99.7	408.7	12.5	520.9
日立市	田	(100.0%)	9.9	0.5	0.0	10.4
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	9.9	0.5	0.0	10.4
常陸太田市	田	(96.3%)	56.9	94.7	12.5	164.1
	畑	(3.7%)	3.1	3.2	0.0	6.3
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	60.0	97.9	12.5	170.4
高萩市	田	(100.0%)	2.5	136.6	0.0	139.1
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	2.5	136.6	0.0	139.1
北茨城市	田	(100.0%)	8.4	24.4	0.0	32.8
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	8.4	24.4	0.0	32.8
笠間市	田	(100.0%)	0.0	19.7	0.0	19.7
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	0.0	19.7	0.0	19.7
常陸大宮市	田	(94.0%)	1.1	63.7	0.0	64.8
	畑	(6.0%)	1.6	2.6	0.0	4.2
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	2.7	66.3	0.0	68.9
桜川市	田	(100.0%)	0.0	39.3	0.0	39.3
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	0.0	39.3	0.0	39.3
城里町	田	(100.0%)	0.0	24.1	0.0	24.1
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	0.0	24.1	0.0	24.1
大子町	田	(100.0%)	16.2	0.0	0.0	16.2
	畑	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	採草放牧地	(0.0%)	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	(100.0%)	16.2	0.0	0.0	16.2

4 交付総額

令和4年度の交付金の交付総額は52,495千円で、昨年度より380千円増額となった。

表4 交付金額

(単位:千円)

	全体			集落協定			個別協定		
		基礎単価	体制整備 単価		基礎単価	体制整備 単価		基礎単価	体制整備 単価
茨城県	52,495 (52,115)	7,145 (7,138)	45,350 (44,978)	52,495 (52,115)	7,145 (7,138)	45,350 (44,978)	-	-	-
日立市	2,125 (1,935)	-	2,125 (1,935)	2,125 (1,935)	-	2,125 (1,935)	-	-	-
常陸太田市	20,989 (20,852)	130 (130)	20,859 (20,722)	20,989 (20,852)	130 (130)	20,859 (20,722)	-	-	-
高萩市	11,776 (11,743)	-	11,776 (11,743)	11,776 (11,743)	-	11,776 (11,743)	-	-	-
北茨城市	2,973 (2,973)	2,973 (2,973)	-	2,973 (2,973)	2,973 (2,973)	-	-	-	-
笠間市	1,459 (1,459)	467 (467)	992 (992)	1,459 (1,459)	467 (467)	992 (992)	-	-	-
常陸大宮市	5,326 (5,306)	1,061 (1,053)	4,265 (4,253)	5,326 (5,306)	1,061 (1,053)	4,265 (4,253)	-	-	-
桜川市	2,514 (2,514)	2,514 (2,514)	-	2,514 (2,514)	2,514 (2,514)	-	-	-	-
城里町	1,930 (1,930)	-	1,930 (1,930)	1,930 (1,930)	-	1,930 (1,930)	-	-	-
大子町	3,403 (3,403)	-	3,403 (3,403)	3,403 (3,403)	-	3,403 (3,403)	-	-	-

下段 () は令和3年度

5 集落戦略の作成状況

令和4年度の集落戦略作成済協定数は45協定で、昨年度より45協定増加した。

表5 集落戦略の作成状況

	体制整備 取組状況	集落戦略の作成状況			具体的な作業内容		
		①集落において作成中	②市町村に提出あり、指導助言実施中	③作成済	年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	話し合いの開催
茨城県	77	9	23	45	45	45	5
	100%	12%	30%	58%	58%	58%	6%
日立市	3	0	3	0	-	-	-
常陸太田市	38	0	8	30	30	30	-
高萩市	8	8	0	0	-	-	-
北茨城市	0	0	0	0	-	-	-
笠間市	1	1	0	0	-	-	-
常陸大宮市	12	0	12	0	-	-	-
桜川市	0	0	0	0	-	-	-
城里町	5	0	0	5	5	5	5
大子町	10	0	0	10	10	10	-

6 交付金の使途

(1) 交付金の配分割合

共同取組活動への交付金の配分割合は、51.1%となっている。

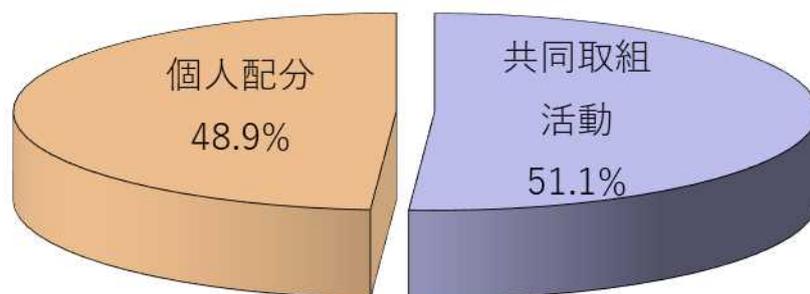


図1 交付金の配分割合

(2) 共同取組活動の交付金の使途

共同取組活動の交付金の使途をみると、「農道・水路管理費」に使用している協定が最も多く、交付金の33.3%が充てられている。次いで、「農地管理費」が16.9%となっている。また、「積立・繰越」は過年度の繰越も含むため全体の29.3%となっている。

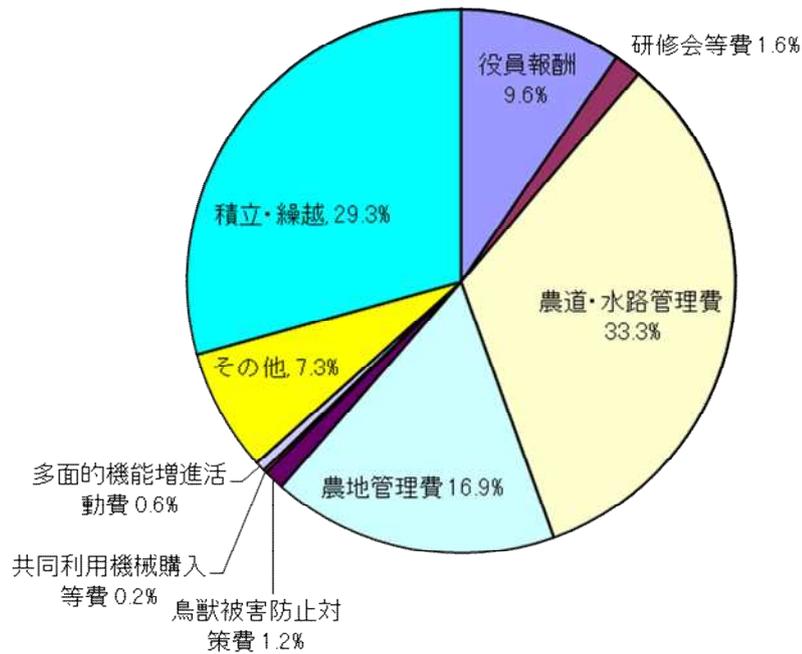


図2 共同取組活動の交付金の使途（支出割合）

7 協定数・交付面積の推移

- ・ 協定数・交付面積は、対策期の切り替わり時に減少する傾向にあり、第4期対策(H27～R1)から第5期対策(R2～)で、協定数は10協定減少、交付面積は36.3ha減少した。
- ・ これまでの傾向として、対策期間内は、ほぼ横ばいで推移している。

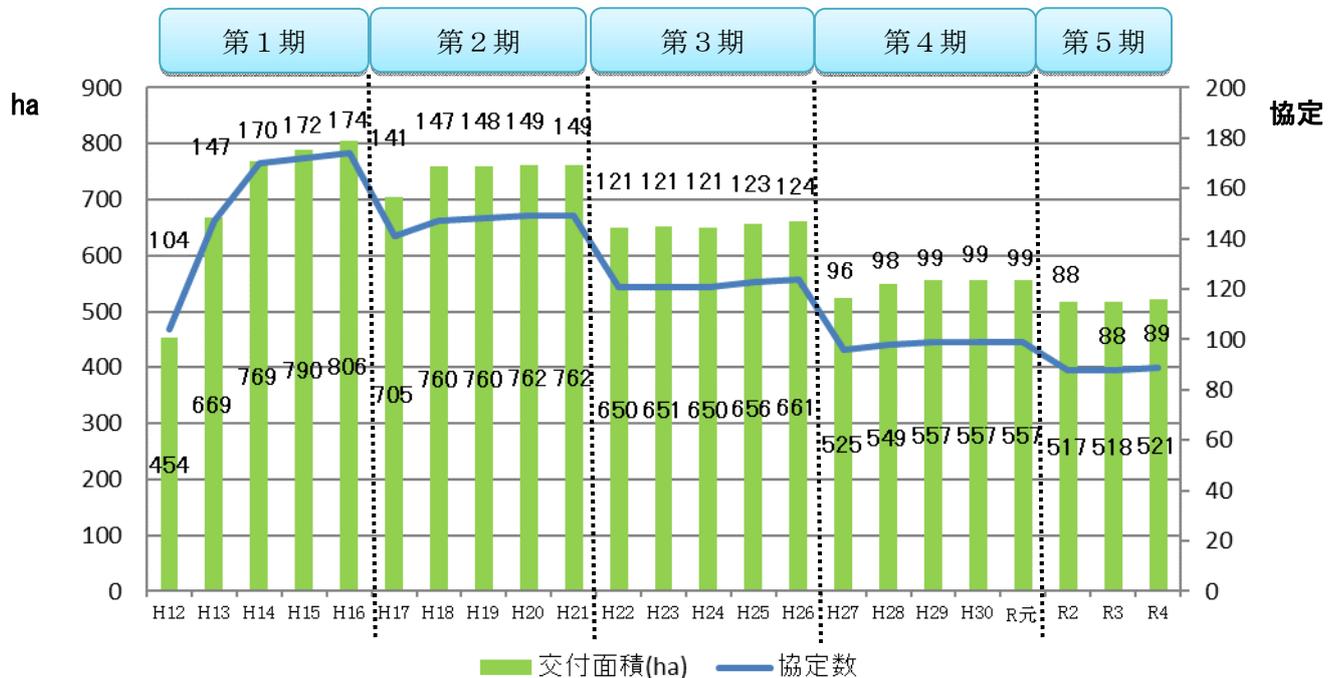


図3 協定数・交付面積の推移

8 令和5年度の推進方針

- ・ 集落戦略（集落の将来像、課題及び対策についての指針）の作成支援を行う。
- ・ 取組の継続が困難な集落へは、広域化を推進する。
- ・ 優良活動事例や広報媒体を活用した制度周知を徹底していく。
- ・ 抽出検査（23協定を予定）を実施する。
- ・ 最終評価実施のための準備を行う。

9 最終評価の流れ（予定） ※変更の可能性あり

- ・ 集落協定で最終評価資料を作成（令和6年1月～）
- ・ 集落協定の最終評価資料を基に、各市町で最終評価資料を作成（令和6年2月）
- ・ 各市町の最終評価資料を基に、各農林事務所で最終評価資料を作成（令和6年3月）
- ・ 第三者委員会で、最終評価結果資料の内容について検討及び評価（令和6年3月）
- ・ 第三者委員会の結果を基に、県が最終評価結果書を作成（令和6年4月）
- ・ 県から国へ都道府県最終評価書を報告（令和6年5月）

資料 3

環境保全型農業直接支払交付金の
令和4年度実績について

令和5年10月
茨城県農林水産部農業技術課

目次

ページ

1. 令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の概要・・・・・・・・・・ 1

2. 第2期（令和2年度から令和6年度）の取組内容について・・・・・・・・ 2

3. 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（令和5年10月時点）・・・・ 3

- （参考）第1期環境保全型農業直接支払交付金の実績・・・・・・・・・・ 4

※面積等は単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合があります。

1. 令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の概要

(1) 事業概要

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動（化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動等）に対して支援を実施する。

(2) 支援対象取組と交付単価

令和4年度の支援対象取組と交付単価は下表のとおり。なお、本県においては、地域特認取組の申請は行っていない。

表 支援対象取組と交付単価

支援対象取組		交付単価
(1) 全国共通取組		
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 〔このうち、炭素貯蓄効果の高い有機農業を実施する 場合に限り、2,000円を加算。〕	12,000円 / 10a
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円 / 10a
堆肥の施用※		4,400～2,200円 / 10a
カバークロープ		6,000円 / 10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦・イタリアンライグラス)		5,400円 / 10a (3,200円 / 10a)
草生栽培		5,000円 / 10a
不耕起播種		3,000円 / 10a
長期中干し		800円 / 10a
秋耕		800円 / 10a
(2) 取組拡大加算		
【支援対象】 有機農業（そば等雑穀、 飼料作物以外）に新たに 取り組む農業者の受入れ・ 定着に向け、栽培技術の 指導等の活動を行う農 業者団体	【要件】 当該活動により新たに有 機農業の取組を開始した 同一団体内の農業者の有 機農業の取組面積に 応じて加算	4,000円 / 10a

※ 施用する堆肥の種類や施用量、作付けする作物により単価が異なる。

(3) その他

令和2年度から令和6年度までの5年間の第2期とし、令和4年度に「中間年報告」を国に提出。令和5年度に「最終評価報告(案)」を作成し、令和6年度当初に国に提出予定。

2. 第2期(令和2年度から令和6年度)の取組内容について

(1) 全国共通取組の見直し

令和元年度までの地域特認取組のうち、高い環境保全効果を有し、政府目標(地球温暖化対策計画、有機農業基本方針)に貢献する取組を全国共通取組に追加(リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種、長期中干し、秋耕)。

(2) 有機農業の水準見直しについて

生物多様性保全効果を十分に発揮し、取組の質の向上を図る観点から、本交付金における有機農業の取組水準を「国際水準の有機農業」=有機JASの水準に見直し(有機JAS認証の取得は任意)。

「国際水準の有機農業」の取組状況については、原則市町村担当者が、農場管理シート・現地確認チェックリスト等を用いて現地確認を実施。

(3) 有機農業の掛かり増し経費の見直し

第1期では、8,000円/10aであったが、第2期より12,000円/10a(そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a)に見直し。このうち、そば等雑穀、飼料作物以外で炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合には、2,000円/10aを加算(土壌診断を実施し、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行う)。

(4) カバークロープやリビングマルチの掛かり増し経費の見直し

種子代の実勢価格に応じて単価を見直し。

・カバークロープ: 8,000円/10a ⇒ 6,000円/10a

・リビングマルチ

(小麦・大麦・イタリアンライグラス以外): 8,000円/10a ⇒ 5,400円/10a

(小麦・大麦・イタリアンライグラス): 5,000円/10a ⇒ 3,200円/10a

(5) 要件支援について

支援の対象となる農業者の要件が、国際水準GAPの実施から「みどりのチェックシートの取組の実施」に変更。地方公共団体等が主催するGAP指導員等による指導・研修又は農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、みどりのチェックシートに定める持続可能な農業生産に向けて実施すべき環境負荷低減や農作業安全についての

取組を行うことが必要となった。

なお、当該取組は国際水準GAPの水準に包含されるものであるため、県における国際水準GAP研修と連動し、昨年度に引き続き、県主催の研修を実施（今年度第1回については、8月に実施済み）。

3. 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（令和5年10月時点）

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
実施市町村数		26	25	25			第2期からの要件変更により、令和元年度と比較し令和2年度では実績の数値としては減少。令和3年度以降は実施件数・面積ともに増加傾向。
実施件数		43	48	51			
実施面積計 (ha)		427	445	464			
交付額計 (千円)		36,875	38,449	41,224			
有機農業 (12,000円/10a)	【参考】 有機JAS認証 農業者数※	100	110	107			国際水準の有機農業が要件。そば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a
	実施面積 (ha)	277	294	300			
	交付額 (千円)	30,955	33,231	35,361			
堆肥の施用 (4,400～2,200円/10a)	実施面積 (ha)	134	102	107			主作物の栽培期間の前後いずれかに堆肥を施用
	交付額 (千円)	4,939	3,694	3,867			
カバークロープ (6,000円/10a)	実施面積 (ha)	16	22	30			主作物の栽培期間の前後いずれかにカバークロープ（緑肥）を作付け
	交付額 (千円)	981	1,310	1,781			
リビングマルチ (5,400又は3,200円/10a)	実施面積 (ha)	-	-	-			畝間に麦類や牧草等を作付け
	交付額 (千円)	-	-	-			
草生栽培 (5,000円/10a)	実施面積 (ha)	-	-	-			果樹又は茶の園地に麦類や牧草等を作付け
	交付額 (千円)	-	-	-			
不耕起播種 (3,000円/10a)	実施面積 (ha)	-	-	-			耕起せず行う麦類、大豆の播種
	交付額 (千円)	-	-	-			
長期中干し (800円/10a)	実施面積 (ha)	-	-	-			溝切りを実施した上で、14日以上の中干し
	交付額 (千円)	-	-	-			
秋耕 (800円/10a)	実施面積 (ha)	-	27	27			春の田起こしをせずに、秋（稲の収穫後）に、田を耕す取組
	交付額 (千円)	-	214	214			

※ 農林水産省が公表している「県別有機認証事業者数」から引用。令和2・3年度は「農家戸数」、令和4年度は「経営体数」の数値を引用。

(参考) 第1期環境保全型農業直接支払交付金の実績

項 目		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	点検
実施市町村数		30	34	34	34	35	平成30年度から令和元年度にかけて、銚田市が再開したが、申請を見送った団体がいたことから、前年度よりも実施面積は減少した。
実施件数		56	66	70	65	62	
実施面積計 (ha)		474	693	663	611	583	
交付額計 (千円)		30,977	35,163	35,896	31,781	32,770	
有機農業	実施件数	46	50	50	47	48	古河市、石岡市他31市町村で取り組まれている。河内町で新規取組があった。
	実施面積 (ha)	335	481	462	427	426	
	交付額 (千円)	24,032	25,919	27,095	24,466	25,455	
堆肥の施用	実施件数	9	12	15	15	14	行方市、美浦村他10市町村で取り組まれている。石岡市やつくば市で追加の取組があった。
	実施面積 (ha)	95	148	151	150	123	
	交付額 (千円)	3,457	4,680	4,857	4,563	4,611	
カバークロープ	実施件数	9	14	13	11	11	牛久市、坂東市など9市町で取り組まれている。高萩市での取組が増加した。
	実施面積 (ha)	38	59	47	35	34	
	交付額 (千円)	3,038	4,680	3,786	2,674	2,705	
地域特認取組 (総計) ※	実施件数	3	3	2	1	0	常陸太田市において冬期湛水管理の取組予定だったが、台風19号で水田が被災し、未実施となった。
	実施面積 (ha)	6	5	4	1	0	
	交付額 (千円)	450	382	157	77	0	
特別栽培農産物 認証状況	栽培面積 (ha)	2,999	3,171	2,788	2,753	2,513	高齢化に伴う離農により、認定件数が減少している。
	農家数 (戸)	2,043	1,865	1,875	1,789	1,587	
エコファーマー認定件数		5,858	5,808	5,255	4,616	4,163	

※ 草生栽培については、平成27年度から令和元年度まで取組が行われなかった。

環境保全型農業直接支払交付金 茨城県 最終評価報告書（案）

I 茨城県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、第3期茨城県有機農業推進計画（令和4年3月策定、令和5年2月一部改正）において、環境への負荷低減と農産物の付加価値向上を図る生産手段のひとつとして有機農業の取組を推進しており、令和9年度に県内の有機 JAS 認証取得面積を 560ha とする目標を設定している。

また、令和5年3月に策定した「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」では、持続可能性や経済成長と環境保全の両立という社会的要請や現下の肥料原料等の価格高騰に対応し、足腰の強い農林漁業の経営環境づくりを図るため、環境保全型農業の推進を掲げているところである。

さらに、茨城県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）においても、温室効果ガス排出削減対策等の取組のひとつに「環境保全型農業の普及・拡大」を掲げている。環境保全型農業直接支払制度を活用し、自然環境の保全につながる農業生産活動の取組を推進することとしており、有機農業をはじめ、化学肥料削減や土壌の炭素貯留に資するカバークロップの作付け、堆肥の施用等の営農活動を支援している。

今後とも、県内全域で環境保全型農業の取組を推進し、持続可能で高付加価値な農業の普及を図っていく。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		令和2 実績	令和3 実績	令和4 実績	令和5 見込み	
実施市町村数		26	25	25	26	
実施件数		43	48	51	54	
交付額計（千円）		36,875	38,449	41,224	48,227	
実施面積計（ha）		427	445	464	601	
取組別 実績	有機農業	実施件数	35	40	41	43
		実施面積（ha）	277	294	300	349
		交付額（千円）	30,955	33,231	35,361	40,583
	堆肥の施用	実施件数	12	12	12	13
		実施面積（ha）	134	102	107	138
		交付額（千円）	4,939	3,694	3,867	4,872
	カバークロップ	実施件数	4	4	6	8
		実施面積（ha）	16	22	30	36
		交付額（千円）	981	1,310	1,781	2,141
	リビングマルチ	実施件数	—	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—	—
	草生栽培	実施件数	—	—	—	—
		実施面積（ha）	—	—	—	—
		交付額（千円）	—	—	—	—

不耕起播種	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—
長期中干し	実施件数	—	—	—	1
	実施面積 (ha)	—	—	—	8
	交付額 (千円)	—	—	—	61
秋耕	実施件数	—	1	1	2
	実施面積 (ha)	—	27	27	71
	交付額 (千円)	—	214	214	570
地域特認取組	実施件数	—	—	—	—
	実施面積 (ha)	—	—	—	—
	交付額 (千円)	—	—	—	—

2 推進活動の実施件数

推進活動		令和2 実績	令和3 実績	令和4 実績	令和5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動		/			
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	10	10	12	12
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	5	3	1
	先駆的農業者等による技術指導	5	6	9	9
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	5	6	4	6
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	2	3	6	3
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動		/			
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	11	11	13	21
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	10	14	14	13
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動		/			
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	4	4	3
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	1	5	8	5
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	13	10	13	11
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合	/	/	/	1
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	2	5	0	1

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
稲わら堆肥 以外の堆肥	水稲	1,000kg以上	4,400円
		500kg以上～1,000kg未満	2,200円
稲わら堆肥 以外の堆肥	農作物1 グループ	1,000kg以上	2,800円
	農作物2 グループ	1,500kg以上	4,400円

(補足) 本県における農作物1及び2グループの詳細について

農作物1グループ	スイカ、エシャレット、ホウレンソウ、ミズナ、ゴボウ、カンショ（サツマイモ）、ナガイモ、レンコン、ミツバ、バレイショ（ジャガイモ）、果樹類
農作物2グループ	区分1以外の品目であり、茨城県の慣行基準が定められている品目

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

- ・地域特認取組なし

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

- ・特例の設定なし

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

- ・地域独自の要件の設定なし

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において地球温暖化防止効果が評価されている。本県では有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・秋耕が実施されており、国の中間年評価の算定手法では、令和4年度の温室効果ガス削減効果は876.68tCO₂/年とされる。

なお、令和5年度においては、有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・秋耕すべての取組面積が増加する予定であり、新たに長期中干しの取組も開始されることから、更なる地球温暖化防止効果の発揮が見込まれる。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び地域特認取組である冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価において生物多様性保全効果が評価されている。本県では、全国共通取組である有機農業が実施されており、令和2年度以降、毎年取組面積が増加し、令和4年度は300haの実績となった（全取組の65%を占める）。国の中間年評価において、有機農業は生物全般に対する保全効果が示されており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大していると評価できる。

なお、面的にまとまった取組等による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果の現地調査を実施し、以下の結果が得られている。また、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果については、国の中間年評価において示されている。

（令和3年度調査結果の概略）

本県では、県北及び県西地域において、水稻の慣行・有機農業の両取組が実施されているほ場及びその周辺における生物多様性について、植生・クモ類・サギ類等の観察数の調査を実施した。その結果、有機農業の取組が行われているほ場において、多様性が認められた。

3 その他の効果

環境保全型農業の展開に付随して、本交付金取組実施者により多様な推進活動が実施された。特に、地域住民との交流会の開催は増加傾向にあり、教育的観点からも注目される。また、令和5年度において「その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動」としていばらきみどり認定が1件計上されており、今後は増加が見込まれるところ。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は令和2年度から34ha（7.3%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が着実に推進されつつある。第2期における取組面積の増加の主な要因としては、有機農業の着実な取組面積拡大が挙げられる。第1期からの要件変更（国際水準の有機農業への引き上げ）で令和元年度から令和2年度にかけて大きく減少したものの、制度の浸透や有機農業自体への注目等により、令和2年度以降は毎年拡大を続けており、令和5年度も増加が見込まれる。

他方、令和5年度に秋耕の取組面積が大きく増加する見込みであり、新規に長期中干しの取組も実施が予定されている。これらの新たな動きについても、面的な拡大に向けて支援を行う必要がある。

今後は、環境保全型農業の面的な拡大と第3期茨城県有機農業推進計画に掲げた目標（令和9年度の県内有機JAS認証取得面積560ha）の達成に向け、①有機農業を志向する農業者への技術普及、②生産技術の安定性向上、③有機農業及び環境保全型農業への理解促進、④それらを実施するための推進体制の整備等が課題となっている。

今後の方針

県内の農業者等に対し、環境保全型農業についての理解促進を図るとともに、本県での取組面積が大きく、今後の更なる拡大が期待される「有機農業」に関する普及指導体制の拡充を図る。

特に、有機 JAS 制度や栽培技術などに知悉した有機農業指導員の育成等により、県内全域での推進体制を整備し、一層の取組面積拡大を推進する。

ふるさと水と土基金関連事業について

令和 5 年 10 月
茨城県農林水産部農地局農村計画課

～ も く じ ～

ページ

1	事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	令和4年度基金活用事業について・・・・・・・・	1
3	令和5年度基金活用計画について・・・・・・・・	3
4	ふるさと水と土基金活用事例について・・・・・・・・	4
5	令和2年度～令和6年度 事業実施計画・・・・・・・・	5

ふるさと水と土基金関連事業

1 事業の目的

「ふるさと水と土基金」は、「ふる水基金」と「棚田基金」からなる。

「ふる水基金」は、中山間地域を中心に、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的とし、平成6年度から活用している。

「棚田基金」は、棚田を有する地域において、棚田及び周辺土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と、都市住民も交えた継続的な地域住民活動の推進を図ることを目的として、平成11年度から活用している。

【参考】

(1) 基金概要

区分	造成期間	造成額	割合	対象地域
ふる水基金	H5～H9	660,000千円	国 1/3、 県 2/3	過疎地域、振興山村地域、特定農山村地域 (※) 及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的な地域
棚田基金	H10～H11	360,000千円		主傾斜 1/20 以上の農地面積が当該地域の 50%以上を占める地域

※日立市、古河市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、坂東市、常陸大宮市、稲敷市、行方市、城里町、大子町、利根町

(R4.4 から過疎地域として潮来市、かすみがうら市、桜川市、河内町が追加)

(2) 令和4年度末基金残高 905,850千円 (ふる水 539,240千円、棚田 366,610千円)

2 令和4年度基金活用事業について

(1) ふるさと水と土対策事業 (実績額 : 4,718千円)

基金名	事業区分	主な事業内容
ふる水基金	調査研究事業	地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査 ○基金情報誌「新・田舎人」、「季刊地域」の配布 (年4回)
	研修事業	保全活動、地域住民活動の活性化に関する推進指導普及及び助言等を行う人材の育成等 ○ふるさと水と土指導員研修会 日時：令和5年2月24日 場所：古河市 内容：先進地視察「古民家 山川邸」の活動について／地域連携・ネットワーク強化による持続可能な茨城農泊について ※「農泊・都市農村交流活性化セミナー」の第3回を、ふるさと水と土指導員研修会に位置づけて実施。

	<p>推進事業</p>	<p>運営委員会設置、住民活動推進指導、保全活動普及啓発等</p> <p>○ふるさと水と土指導員（5名）の活動助成 内訳：常陸太田市（3名）、北茨城市（1名）、城里町（1名）</p> <p>○ふるさと魅力発見隊の実施 委託先：①北茨城市、②利根町 開催日：①11月5日・12日 ②5月14日、9月17日 内容：①十石堀探訪ツアー、陶芸体験 ②親子田植え体験、親子稲刈り体験</p> <p>○茨城栃木鳥獣害広域対策協議会への参画 構成団体（2県15市町）：茨城県、栃木県、水戸市、常陸太田市、笠間市、那珂市、桜川市、常陸大宮市、城里町、大子町及び栃木県関係市町（大田原市、那須烏山市、市貝町、益子町、茂木町、那須町、那珂川町） 内容：総会（書面）、役員会（書面）、研修会（オンライン）、イノシシの一斉捕獲</p> <p>○令和4年度農業農村シンポジウムの開催 開催日：令和5年2月2日 場所：小美玉市四季文化館みの～れ・森のホール 講師：新潟大学農学部教授 吉川夏樹氏</p> <p>○美しい水土里づくり優良活動表彰の実施 開催日・場所：農業農村シンポジウムと同じ 内容：多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度部門の優良活動表彰</p> <p>○第14回いばらきの農業・農村子ども絵画コンクールの開催 内容：農業農村をテーマにした小学4～6年生の絵画コンクール 応募数：299点（入賞数：49点） ＜作品展＞開催日：令和5年2月～3月 場所：県庁2階県政広報コーナー ほか</p>
<p>棚田基金</p>	<p>保全ネットワーク 推進事業</p>	<p>保全活動参加者募集・研修、都市住民への普及啓発等</p> <p>○ふるさと魅力発見隊の実施 委託先：大子町 開催日：令和4年6月11日、10月15日</p>

		内容：茶摘み・和紅茶作り体験、そば収穫・そば打ち体験
	保全活動 推進事業	地域住民への啓発普及、保全活動指導者の育成等 ※実施なし
	保全活動 支援事業	住民組織が行う持続的な保全活動等への支援 ※実施なし

(2) 都市農村交流推進事業 (実績額：5,285千円)

基金名	事業区分	主な事業内容
ふる水基金	研修事業	○都市農村交流実践者等研修会（3回実施）
	推進事業	○HP「いばらきのグリーン・ツーリズム」の運営 ○都市農村交流を実践する団体等で組織する「茨城むらまちネット」の活動支援（総会、現地研修会等） ○農村地域活性化人材育成講座の実施 都市農村交流等をビジネスとして展開できる人材の育成に向けた講座を計4回実施。

3 令和5年度基金活用事業計画について

(1) ふるさと水と土対策事業 (当初予算額：9,660千円)

基金名	事業区分	主な事業内容
ふる水基金	調査研究 事業	○基金情報誌「新・田舎人」、「季刊地域」の配布（年4回）
	研修事業	○ふるさと水と土指導員研修会の開催 ・県主催研修会の開催（1回） ・全国研修会への参加（3名）
	推進事業	○ふるさと水と土指導員（3名）の活動助成 ○ふるさと魅力発見隊の実施（4地区） 北茨城市、潮来市、城里町、利根町 ○茨城栃木鳥獣害広域対策協議会への参画 ○農業農村シンポジウムの開催 ○第15回いばらきの農業・農村子ども絵画コンクールの開催
棚田基金	保全ネットワーク 推進事業	○ふるさと魅力発見隊の実施 大子町

(2) 都市農村交流推進事業 (当初予算額：5,466千円)

基金名	事業区分	主な事業内容
ふる水基金	研修事業	○都市農村交流実践者等研修会の開催（3回）
	推進事業	○HP「いばらきのグリーン・ツーリズム」の運営 ○「茨城むらまちネット」の活動支援 ○農村地域活性化人材育成講座の実施（4回）

4 ふるさと水と土基金活用事例について



ふるさと魅力発見隊



ふるさと水と土指導員の活動



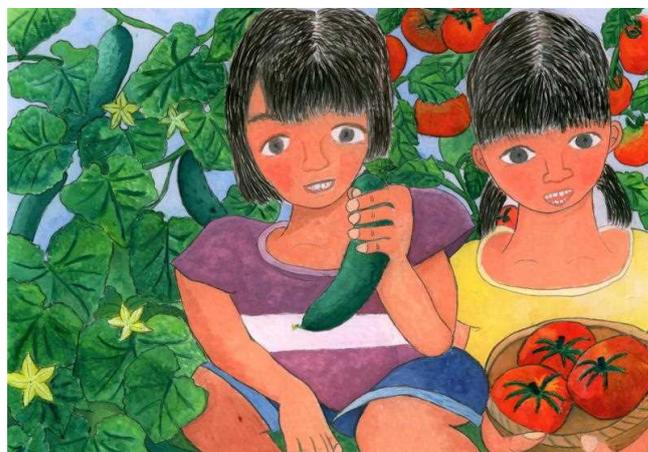
美しい水土里づくり優良活動表彰



農業農村シンポジウム



都市農村交流実践者等研修会
(農泊・都市農村交流活性化セミナー)



子ども絵画コンクール
(第14回 茨城県知事賞「たくさんとれたよ」)

(別紙様式)

中山間ふるさと・水と土保全対策事業 中山間ふるさと・水と土保全推進事業

事業実施計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

計 画 内 容

1. 事業実施の基本方針
2. 事業計画
3. 事業実施の成果目標と実績
4. 事業評価と対応

茨城県

1. 事業実施の基本方針

目標年度	令和6年度
現状と課題	中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが重要な課題となっている。そのため、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進し、地域の活性化を図る必要がある。
事業実施の基本方針	中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進するための人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等を促進する。 また、農地や土地改良施設の有する多面的機能の重要性に対する理解促進と維持保全を図るとともに、住民活動を促進するため、都市住民との交流活動等に取り組む。
計画後の目指す姿	地域住民が、中山間地域の有する人的・物的資源を活かしながら生きがいを持って暮らしていける環境が整うとともに、都市住民との交流も活発になり、持続性のある農村社会が形成されている。

2. 事業計画

事業（取組）名	事業（取組）内容	達成すべき目標との関連	事業実施要綱上の該当項目	5ヶ年間の事業（量）内容					総事業費
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
調査研究事業	○地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査 ○土地改良施設及び農地の機能保全に資する工法等の研究	①	ふる水第3-2-(1)	○中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための情報収集、冊子の配布を行う。					200
研修事業	○地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成	②	ふる水第3-2-(2)	○ふるさと水と土指導員等の活動の活性化を図るため、全国研修会等に派遣する。 ○都市農村交流のリーダー育成と農村活性化のための地域づくりに向けた研修会等を開催する。					400
推進事業	○都道府県委員会の運営 ○地域住民活動の活性化に関する推進指導、啓発、普及活動	③	ふる水第3-2-(3)	○基金運営委員会を年に1回開催し、農業農村が持つ多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図るための意見聴取、施策検討を行う。 ○地域住民活動のリーダー育成のため、ふるさと水と土指導員への活動費助成や意見交換会の開催を行う。 ○中山間地域におけるふるさと魅力発見隊事業の実施により、農業農村の多面的機能の理解を促進するため、一般県民を対象に農業体験活動や土地改良施設等の見学会を開催する。 ○子どもたちを対象に農業農村が持つ多面的機能への理解を促進する絵画コンクールを実施する。					11,400
保全ネットワーク推進事業	○都市住民等の保全活動への参加促進のために実施する事業	③	棚田第3-2-(1)	○棚田地域等におけるふるさと魅力発見隊事業の実施により、農業農村の多面的機能の理解を促進するため、一般県民を対象に農業体験活動や土地改良施設等の見学会を開催する。					1,000
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (ふる水と土基金)	計画事業費			12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
	(実績額)			6,857	6,604	9,072			
中山間ふるさと・水と土保全推進事業 (棚田基金)	計画事業費			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	(実績額)			91	942	930			

3. 事業実施の成果目標と実績

達成すべき目標	指標	基準値	目標値	年度ごとの実績					達成度	
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
① 中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための冊子配布により、中山間地域に対する理解を促進させる。	冊子の配布回数		20	4回 (新田舎人の配布)	8回 (新田舎人・季刊地域の配布)	8回 (新田舎人・季刊地域の配布)				
② ふるさと水と土指導員等を全国研修会へ派遣することにより、中山間地域の集落共同活動等のリーダー的存在の育成と質的向上を図る。	研修会への派遣人数		10	— (中止)	— (中止)	0名				
③ 中山間地域及び棚田地域において、ふるさと魅力発見隊事業を実施し、中山間地域の農業農村の多面的機能への理解を促進する。	参加者数		750	46名 (漆かき・塗り体験会21名、常陸大黒収穫・おやき作り体験会25名)	166名 (茶摘み・手もみ茶作り体験会30名、こんにやく作り体験会62名、十石堀探訪ツアー74名)	154名 (十石堀探訪ツアー49名、茶摘み・和紅茶作り体験36名、そば収穫・そば打ち体験23名、親子田植え／稲刈り体験46名)				

4. 事業評価と対応

達成すべき目標	事業実績の評価		備考
	外部有識者の所見	所見を踏まえた改善方針	
① 中山間地域の地域住民の協働活動を推進するための冊子配布により、中山間地域に対する理解を促進させる。			
② ふるさと水と土指導員等を全国研修会へ派遣することにより、中山間地域の集落共同活動等のリーダー的存在の育成と質的向上を図る。			
③ 中山間地域及び棚田地域において、ふるさと魅力発見隊事業を実施し、中山間地域の農業農村の多面的機能への理解を促進する。			

参考資料

- ・ 茨城県日本型直接支払制度推進委員会設置要項・・・・・・・・・・ 1
- ・ 茨城県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針・・・・ 2
- ・ 中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱・・・・・・・・・・ 7

茨城県日本型直接支払制度推進委員会設置要項

(目的)

第1条 本県の農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に関する諸施策の推進とその効果等について検討するため、茨城県日本型直接支払制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(議事)

第2条 委員会は、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）及びふるさと水と土基金関連事業に関する次の事項を検討する。

- (1) 事業の実施状況や交付金の交付状況の点検に関すること。
- (2) 事業効果の評価に関すること。
- (3) 農業者団体等の取組の評価及び指導・助言に関すること。
- (4) 県特認基準に関すること（中山間地域等直接支払交付金に限る）。
- (5) ふるさと水と土基金及び保全対策に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するため必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に会長及び会長代理をおく。
- 5 会長及び会長代理は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は委員会を代表し、委員会を総括する。
- 7 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が召集する。ただし、会長及び会長代理が互選されるまでは、農林水産部長が召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、委員会の議事をつかさどる。
- 4 会長は、適当と認められる者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農業技術課、農村計画課及び農地整備課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年4月27日から施行する。

この要項は、平成30年4月2日から施行する。

この要項は、令和2年4月16日から施行する。

この要項は、令和5年8月9日から施行する。

茨城県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、茨城県知事による農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を、次のとおり定める。

第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 県北地域

(1) 現況

本地域は、県の北部に位置し、久慈川や那珂川流域、太平洋沿岸に平坦地があるほかは、久慈・多賀山地、八溝山地からなる中山間地がほとんどを占め、林野率が高く、多くの地域で特定農山村地域や振興山村地域に指定されている。河川沿いの平坦地を中心に、中山間地域に点在する棚田においても水稲生産が行われ、地域オリジナル米への取組も盛んである。また、畑地は那珂川左岸と山間部の傾斜地などに分布しており、中山間地域の特色を活かしたそば、コンニャク、茶などの栽培やリンゴなどの観光果樹栽培が行われている。その他、肉用牛の素牛生産が行われており、耕畜連携により堆肥が活用され、環境に配慮した農業が実践されている。

近年、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加、鳥獣害の深刻化などから、農業生産活動や農村集落活動の維持が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 県央地域

(1) 現況

本地域は、県のほぼ中央に位置し、久慈川や那珂川、涸沼川などの河川が流れ、水と緑に恵まれた自然豊かな平坦地が広がっている。久慈川、那珂川及び涸沼川流域の沖積地では、大規模普通作や特別栽培米の作付けなどが行われている一方、洪積火山灰土の石岡台地と涸沼台地、那珂台地に分布する畑では、温暖な気候を活かしたニラ、イチゴなどの施設園芸、クリ、ナシ、ブルーベリーなどの果樹栽培が盛んで、有機野菜の栽培など環境に配慮した特色ある産地も形成されている。

今後、都市化・混住化による農村集落機能の活力低下や、イノシシなどによる鳥獣害の深刻化による生産意欲の低下などが地域農業の課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 鹿行地域

(1) 現況

本地域は、県の南東部に位置し、太平洋と利根川、北浦、霞ヶ浦、涸沼との間に、水と緑に恵まれた自然豊かな平坦地が広がっている。水田は霞ヶ浦・北浦湖岸及び利根川流域の沖積地、畑は洪積火山灰土の鹿島台地と行方台地を中心に分布し、全体として耕地利用率が高い園芸産地となっており、施設を利用したメロン、イチゴや土地利用型作物のカンショ、ゴボウの他、ミズナ、セリなどの葉茎菜類の生産も盛んで、日本有数の生産量を誇る品目が多い。また、海や湖沼などの水に恵まれた地域であるため、その面源負荷軽減対策が求められており、養豚農家と連携した堆肥活用による新規需要米の生産拡大などの環境に配慮した農業が実践されている。

この地域は、昭和40年代から昭和50年代にかけ基盤整備が行われたため、施設の老朽化が著しく、今後、農業用水路や農道などの保全管理の在り方が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 県南地域

(1) 現況

本地域は、県の南部に位置し、東京から30～70km圏内にあり、JR常磐線などの交通網の利便性に優れていることから、都市化が進んでいる。一方、筑波山や霞ヶ浦に代表される豊かな自然環境に恵まれ、平坦で広大な農地を活かして首都圏の食料供給基地として重要な役割を担っている。

霞ヶ浦沿岸及び新利根川、小貝川沿岸に拓けた水田地帯は、本県を代表する穀倉地帯であり、特に霞ヶ浦湖岸は、レンコンの一大産地となっている。畑ではカボチャ、ネギ、トマト、コギク、芝などが盛んで、筑波山麓ではナシなどの果樹産地が形成されている。さらに、イチゴやハウレンソウ、ネギなど直売所向け少量多品目野菜の生産など、都市近郊型農業も盛んに行われている。また、地域の中心に牛久沼、霞ヶ浦が位置していることから、面源負荷軽減対策として、畜ふん堆肥の流域外活用などの環境保全型農業が実践されている。

水田地帯を中心に大規模化が進展しているが、今後、担い手への農地集積を進めるにあたり、農道やかんがい施設の保全管理に対する担い手への負担軽減が必要となってくる。また、カモ、イノシシなどの鳥獣害対策や、都市近郊の立地を生かした都市農村交流体験や市民農園などの、新たなアグリビジネス立ち上げによる地域農業の活性化が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を推進することによ

り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 県西地域

(1) 現況

本地域は、県の西部に位置し、関東平野のほぼ中心部にあり、利根川、鬼怒川、小貝川等の一級河川の流域には、肥沃で平坦な水田地帯が広がり、その間のなだらかな洪積台地は、本県を代表する畑作地帯となっている。首都圏と温暖で平坦な立地条件を活かした大規模露地野菜産地であり、レタス・ハクサイなどは全国有数の出荷量を誇り、首都圏への生鮮食料基地として重要な役割を担っている。

水稻、そば、レタス、ハクサイ、キャベツなど土地利用型の作物を中心に化学肥料・化学合成農薬を5割低減する特別栽培が行われ、環境保全型農業の取組も盛んである。

水田の整備率が高く、経営体の規模拡大が進んでいる一方で、企業立地の増加などによる農村の混住化が進んでおり、農業用水路や農道などの保全管理に対する担い手への負担軽減や農村集落の機能維持が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階からの市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその範囲が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

前各号に掲げるものの他、市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。特に、第4の2の(1)に定める推進組織や(3)に定めるような地域活動に対する確できめ細かい指導・助言ができると市町村が認める者を活用し、促進計画に定める事項を推進する場合は、その旨記載するものとする。

第4 その他、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者機関の設置

法第3条第3項各号に掲げる事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を行うため、中立的な第三者機関を設置する。

2 推進体制の整備

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、これまでの農地・水保全管理支払や多面的機能支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業関係団体等で推進組織を設立し、地域毎の多様な特性を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援を適切に実施する体制を整備するものとする。
- (2) 法第3条第3項第2号から第4号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、必要と認めるときは、前号に掲げる推進組織を活用するものとする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法第3条第3項各号に掲げる事業の効果的な推進を図るため、農業者団体等に対し、地域毎の多様な特性や事業の実態等に応

じた、きめ細かい指導・助言のできる者を活用するものとする。

3 関係者間の連携

県は、農業の有する多面的機能の発揮の促進のため、国、市町村、農業者団体等及び第4の2の推進組織等のほか、地域住民や企業、NPO、教育機関など地域環境の保全に取り組む者も含めて相互に連携・協力が図れるよう、その調整に努めるものとする。

中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱

第1 趣旨

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せて国土の保全に資する、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動（以下「地域住民活動」という。）の活発化を図ることが重要である。また、地域住民活動の活発化は地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展につながるものと考えられる。

中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが農政上の重要な課題となっていることから、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要である。

本事業は、このような観点から、中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「保全対策事業」という。）を実施するものである。

第2 事業主体

保全対策事業の事業主体は、都道府県とする。

第3 事業の内容等

1 基金の造成及び管理

(1) 基金の造成

国は、2の保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が行う基金の造成に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 2の保全対策事業は、基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）の活用又は別途構造改善局長（以下「局長」という。）が定めるところにより実施するものとする。

(3) 基金の管理は、都道府県が行うものとする。

2 保全対策事業

保全対策事業は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要であると認められる農地（以下「農地」という。）の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため実施する事業であって、事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 調査研究事業

ア 地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査

イ 土地改良施設及び農地の機能保全に資する工法等の研究

(2) 研修事業

(1)の調査の実施，地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成

(3) 推進事業

ア 第7に定める都道府県委員会等の設置及び運営

イ (2)に掲げる研修事業によって育成された人材等が行う土地改良施設又は農地の保全に関する現地診断及び地域住民活動の活性化に関する推進指導

ウ 市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織の構想化

エ 地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及

3 事業計画等

(1) 都道府県は，毎年度，その年度の基金元本の増減の計画，運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画を作成し，事業実施前年度の3月末日までにあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては構造改善局長，沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）を経由して農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

(2) 都道府県は，(1)の基金元本の増減の計画，運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画を変更する場合には，あらかじめ地方農政局長等を経由して大臣に報告するものとする。ただし，運用益の収入計画に係る運用益見込額の20%以内の変更になるもの及び運用益の支出計画に係る各事業の相互間での流用で20%以内の変更になるものについては，報告を要しない。

4 指導監督

局長は，保全対策事業の実施に関し，指導監督を行い，必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

第4 事業の実施

都道府県は，保全対策事業の円滑化を図るため，保全対策事業の一部を全国土地改良事業団体連合会，都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）等に委託できるものとする。

第5 指導推進

都道府県は，保全対策事業の実施の適正かつ円滑な推進のために，市町村等に対して技術的な助言，指導その他の所要の援助措置を行うとともに，地方連合会と連携を図るものとする。また，中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付け10構改D第244号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間ふるさと・水と土保全推進事業及び局長が別に定める事業等との関連及びその活用に配慮し，保全対策事業の効果的な推進に努めるものとする。

第6 実績の報告

都道府県は，毎年度，事業実施翌年度の5月末日までに，基金元本の増減の計画，運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画についての実績報告書等を作成し，地方農政局長等を経由して大臣に提出するものとする。

第7 事業の推進体制

- 1 都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。
- 2 都道府県委員会は、第3の2の保全対策事業の実施計画、実施結果等に関し審議し、意見を述べることができるものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、保全対策事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

第9 その他

第3の3の(1)の規定にかかわらず、平成5年度の基金の造成計画並びに運用益の収入及び支出計画の提出期限については平成5年11月末日とする。